

この翻訳文書の日本語部分の著作権は、一般社団法人日本損害保険協会（以下、当協会）が有しており、当協会で使用することを目的に作成しているため、IAIS の公式な翻訳文書ではありません。当該翻訳文書を利用することにより発生する

いかなる損害やトラブル等に関して、当協会は一切の責任を負いません。

This Japanese translation is prepared by the General Insurance Association of Japan (GIAJ).

It is not an official IAIS translation. Copyright of the Japanese translation is reserved by the GIAJ.



保険監督者国際機構

## 国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み（コンサルテーション文書）

2013年10月17日

# 前書き

## 1 背景

国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み（ComFrame）は、国際的に活動する保険グループ（IAIG）の効果的なグループワイド監督に重点を置いた、一連の国際的な監督要件である。ComFrame は、法人およびグループワイドの両方のレベルで一般的に適用される IAIS の保険基本原則（ICP）において現在明示されている、概括的な要件および指針に基づいて構築され展開されている。

ICP は、保険セクターの監督のための世界的に認められた要件である。ICP は、異なった市場ならびにこれらの市場で事業を営む保険法人および保険グループに適合するために、広範な規制上のアプローチおよび監督プロセスが可能となるように構築されている。

だが、IAIG に対しては、その複雑性および国際的な活動から、オーダーメイド（個別適用）型かつ管轄区域横断的な連携を強化した監督を必要とする。このことは、監督者が総体としてグループワイドの活動およびリスクに対処することを支援して、規制上のギャップを特定してその発生を回避し、グループワイド監督者の後援を受けて監督活動を連携させるための、具体的な枠組みの必要性を生む。

ComFrame は、主として、IAIG の規制および監督上のプロセスに比較可能性を提供することによって、監督者が効率的かつ効果的に協力し連携するための枠組みとなることを目的としている。ComFrame は、関連監督活動および IAIG に関する情報をグループワイド・レベルで調整し、かつ、グループワイド監督者とホスト国の監督者の間で調整することによって、IAIG に関するコンプライアンスおよび報告の必要性を減少させる。

ComFrame は必然的に ICP に比べてより具体的なものとなるが、高度に規範的な一連の規則となることを意図してはいない。現行の規制および監督上のプロセスにより比較可能性が限定される場合には、ComFrame は共通性を助長することを意図している。

## 2 ComFrame の概要

### モジュール 1 ComFrame の適用範囲

エレメント 1 および 2 は、IAIG の定義を提供し、IAIG を特定するためのプロセスを提示している。

保険グループが IAIG として特定されるために満たす必要のある条件は 2 つある。

- 国際的な活動：3 以上の管轄区域で保険料が計上され、かつ、グループ全体の計上総保険料合計に対する母国（ホーム国）以外で計上される総保険料の割合が少なくとも 10% であること。

かつ

- 規模：3年間の移動平均に基づいて、総資産が少なくとも500億米ドル、または計上保険料が少なくとも100億米ドルであること。

エレメント3は、ComFrame 監督の範囲、および監督者がどの事業体が監督の範囲内かをどのように決定すべきかを取り上げている。範囲内には、IAIG 内の保険法人が負っているすべての該当する重要なリスクが捕捉されるべきである。

エレメント4は、グループワイド監督者の特定を取り扱う。

## モジュール2 IAIG

モジュール2には、監督者がIAIGに対して遵守を要求する基準が含まれている。

エレメント1は、IAIGの法的構造および経営構造を取り上げ、構造が単純な保険グループには存在しないリスクを発生させる可能性があるクロスボーダーの問題および複雑性を強調している。IAIGのプロファイル<sup>1</sup>は、法的構造および経営構造をならびにIAIG内における相互関係を明確に特定する。

エレメント2は、グループのガバナンスの枠組み、ならびに事業体の取締役会、上級管理職および主要な統制機能との関係におけるIAIGの本社<sup>2</sup>の統治機関<sup>3</sup>および上級管理職に期待される役割を示している。

エレメント3は、統合リスクマネジメント(ERM)に対する要件を取り上げ、IAIGのソルベンシー要件の算出を可能にするためのすべての関連した重要なリスクに取り組んでいる。

エレメント4では、投資方針、保険引受方針、保険金請求管理方針、再保険戦略、保険債務評価方針および保険数理方針といったIAIGが策定・実施すべきグループワイドのERM方針が記述されている。

エレメント5には、IAIGが資本十分性を評価するために従うプロセスが記述されている。

エレメント6は、IAIGの報告およびディスクロージャ要件を提示している。

## モジュール3 監督者

モジュール3では、IAIGがモジュール2における要件を満たしているかを監督者が評価する際のプロセスが記述されている。

エレメント1は、グループワイド監督プロセスを提示している。

エレメント2では、関与する監督者間の協力および相互作用の必要性ならびに監督カレッジについての要件が強調されている。

---

<sup>1</sup> パラメータ M2E1-1-1 を参照

<sup>2</sup> 付属書の ComFrame 用語集を参照

<sup>3</sup> パラメータ M1E3-1-2 を参照

エレメント 3 には、危機管理および破綻処理に対処する方策が提示されている。

### 3 ComFrame の階層構造

ComFrame スタandard は成果重視であり、監督者が IAIG に満たすことを要求する、または監督者が満たすことを要求される具体的な要件を提示している。

パラメータ は、IAIG または監督者が Standard で提示された成果を達成するために適用する必要がある具体的な判定基準を提示している。

ガイドライン は、Standard とパラメータの導入の実務上のアプローチを説明し、詳細を規定し、要件がどのように満たされる可能性があるかを示している。

### 4 ICP および ComFrame の実務上の適用

ICP は、法人ごとおよびグループワイドの監督に適用されることに留意することは重要である。したがって、IAIG および IAIG の監督者に適用される要件、すべての ICP ならびにその Standard の全体性が考慮されなければならない。

適切な場合には、ICP からの Standard が ComFrame の文言に逐語的に含まれ、ComFrame Standard としてまたは ComFrame Standard の一部として指定されている。このような場合においては、「保険者」は「IAIG」に置き換えられている。

### 5 ComFrame の基盤

以下の原則が ComFrame の基盤となっている。これらの原則はすべてのエレメントに適用され、したがって、ComFrame はこれらを念頭に置いて解釈される必要がある。

#### プロポーシヨナリティ

ComFrame の適用の際には、IAIG の性質、規模および複雑性が考慮されるべきである。

#### グループワイド監督へのアプローチ

グループワイド監督は結果に基づいて実施され、ComFrame 内では直接的または間接的監督アプローチのいずれかを選好することはない。

#### 業務構造

IAIG は、純粹には集中化された構造も分散化された構造も持たず、ComFrame は特定の構造を選好しないが、達成されるべき結果は提示している。

#### 役割の割り当て

グループワイド監督者は、IAIG 全体としてのグループワイド・ベースでの監督に責任を負う。関与する監督者は、IAIG 内の自らの管轄区域に所在する個別事業体に関して、グループ内の他の事業体との関係を考慮しながら、監督に責任を負う。こうした役割を引き受け際には、グループワイド監督者およびその他の関与する監督者は、適宜および秘密保持の制約の範囲内で許容されたように協力・連携することが重要である。一定の役割または

活動がグループワイド監督者に割り当てられた場合、この役割または活動は他の関与する監督者との協力の下で遂行されることが期待される。

## 6 前提条件

ComFrame では ICP1「監督者の目的、権限および責任」および ICP2「監督者」は直接的には取り上げないが、これらの ICP に関連して IAIG との関連において考慮されるべき検討事項がある。

### 十分な権限および責任

すべての監督者は、監督カレッジのメンバーとしての責任を考慮に入れたグループワイドとの関連において法人を監督するための意思決定プロセスを必要とする。

モジュール 3 に提示されているようなグループワイド監督者としての役割を遂行するために、監督者は以下を備えるべきである。

- 監督上の使命を明示した正当な法的根拠
- グループワイド監督および監督上の協力を行う権限と責任
- IAIG および他の監督者にとって明確で透明な規制上の要件および手続き

### 情報の機密性の保護

監督カレッジに参加している監督者は、情報を交換し、保有することとなった機密事項を保護する必要がある。ICP 3「情報交換および機密保持に関する要件」も参照のこと。

### 監督者およびそのスタッフの法的保護

監督スタッフは、IAIG を監督する複雑かつ困難な状況に対処する適切な法的保護に基づいて自信を持って役割を遂行できる必要がある。

### 資源

監督者は、IAIG の複雑性から発生する問題点を理解・評価することができる、適切な専門知識および能力を備えたスタッフを持つ必要がある。グループワイド監督者は特に、IAIG 内の最高レベルである上級管理職および取締役と接触し、異議を唱えることができるスタッフを必要とする。

監督スタッフはまた、クロスボーダーの関係において他の監督者と接触することができる質と技能も必要とし、グループワイド監督プロセスを主導する、または監督プロセスに積極的に貢献するための資質を十分に備えている必要がある。

### 不服申立てプロセス

IAIG およびその保険法人は、その該当する管轄区域において不服申立てプロセスを利用することができる。不服申立てプロセスは、監督者がグループとの関係において保険法人の問題点についての意思決定を行う場合があるという事実を考慮に入れるべきである。

## モジュール 1

ComFrame の適用範囲

### モジュール 1 目次

- エレメント 1 国際的に活動する保険グループの特定
- エレメント 2 国際的に活動する保険グループの特定プロセス
- エレメント 3 ComFrame 監督の範囲
- エレメント 4 グループワイド監督者の特定

## モジュール1 エLEMENT 1

国際的に活動する保険グループの特定

### ComFrame スタンダード M1E1-1

監督者は、グループが国際的に活動する保険グループ (IAIG) としてみなされるかを特定する。

#### パラメータ M1E1-1-1

保険グループは、次の判定基準を満たす場合に IAIG とみなされる。

##### (a) 国際的事業活動基準

- 保険料が3つ以上の管轄区域において計上される。
- ホーム国以外での計上保険料総額が、少なくともグループ全体の計上保険料総額の10%。

かつ

##### (b) 規模基準 (3年間の移動平均に基づく)

- 総資産が少なくとも500億米ドル  
または
- 計上保険料総額が少なくとも100億米ドル。

#### ガイドライン M1E1-1-1-1

「保険料が3つ以上の管轄区域において計上される」は、子会社または支店によって計上された保険料を指す。

「総資産」には、グループの保険事業に関連するグループ資産が含まれる。

#### ガイドライン M1E1-1-1-2

IAIG は以下の構造を持つ場合がある。

- 保険事業のみを営む保険グループ
- 保険事業が支配的だが、銀行および証券関連業務などの他の金融業務も含まれる金融コングロマリット
- 他の金融業務が支配的な金融コングロマリットの一部
- 非金融業務活動を含む多角化されたコングロマリットの一部



	<p>ガイドライン M1E1-1-1-3 親会社も子会社も持たない保険法人は、法的には保険グループではないが、外国の管轄区域において支店の形態で事業を行い、判定基準を満たす場合は、IAIG とみなされる。</p>
<p>パラメータ M1E1-1-2 M1E1-1-1 の特定目的のための判定基準は、監督目的のために作成された保険グループの連結財務諸表に基づいて適用され、このような財務諸表が入手不可能な場合は、一般目的連結財務諸表に基づいて適用される。</p>	<p>ガイドライン M1E1-1-2-1 IAIG が、関連会社またはジョイントベンチャーもしくはジョイント・アレンジメントを通じて保険事業活動を行う場合、関与する監督者は特定目的上、監督目的の連結財務諸表または一般目的連結財務諸表に計上されている範囲で、これらの事業活動を考慮に入れる。</p>
<p>パラメータ M1E1-1-3 関与する監督者は、保険グループが IAIG とみなされるかを判定するための判定基準の適用における裁量権を有する。</p>	<p>ガイドライン M1E1-1-3-1 この裁量権により、監督者は以下を行うことが認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG としての判定基準を満たさない保険グループを、適格とする、</li> <li>または</li> <li>- IAIG としての判定基準を満たす保険グループを、非適格とする。</li> </ul>



	<p>ガイドライン M1E1-1-3-2 次の例は、関与する監督者がその裁量権をどのように適用し得るかを示している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- 関与する監督者が、ある保険グループが判定基準の一部を満たさない場合であっても、その保険グループのホスト国における事業活動が重要である場合に、グループワイド監督者に当該保険グループを IAIG とみなすことを要求する場合。</li><li>- グループが、近い将来、例えば合併・買収を通じて、判定基準を満たす場合。</li><li>- グループが、近い将来、例えば、グループの事業活動の一部を処分することが予想される結果として、判定基準を満たさなくなる場合。</li><li>- グループの活動が主に母国市場で行われ、多くの管轄区域での事業活動が最小限の場合。</li><li>- 連結財務諸表に含まれる事業体の他に、グループに対するリスクの観点から該当する事業体が存在する場合。</li></ul>
	<p>ガイドライン M1E1-1-3-3 IAIG が判定基準を回避するために事業活動を変更または再編した場合、関与する監督者は裁量権を行使して当該グループを IAIG として扱うかを検討すべきである。</p>

## モジュール1 エLEMENT 2

国際的に活動する保険グループの特定プロセス

ComFrame スタンドアード M1E2-1	
<p>グループワイド監督者は、他の関与する監督者と協力して IAIG を特定するプロセスを主導する。関与する監督者はいずれも、プロセスを促すことができる。</p>	
<p>パラメータ M1E2-1-1 関与する監督者は、可能な場合には共同決定に到達して、IAIG を特定する。共同決定に達することが不可能な場合、グループワイド監督者は意思決定を行う責任を負う。</p>	<p>ガイドライン M1E2-1-1-1 監督カレッジが存在する場合、関与する監督者間での意思決定を促進するために監督カレッジが利用されるべきである。</p>
	<p>ガイドライン M1E2-1-1-2 監督カレッジが存在しない場合、関与する監督者は、保険グループが判定基準を満たすかを判定するための分析を要請することができる。グループワイド監督者の特性を示す監督者は、関与する主要な監督者に、IAIG を特定するプロセスへの参加を求める。</p>
	<p>ガイドライン M1E2-1-1-3 関与する監督者がグループワイド監督者について正式に特定せず、合意しなかった場合は、該当する特性を示す監督者がグループワイド監督者の役割を引き受け、IAIG を特定するプロセスの調整に責任を負う。</p>

<p>パラメータ M1E2-1-2 グループワイド監督者は、グループを IAIG として特定した理由を文書化する。</p>	<p>ガイドライン M1E2-1-2-1 グループを IAIG として取り扱うために裁量権が行使された場合、グループワイド監督者は、当該裁量権を行使する決定に至った検討事項を明確に文書化する。</p>
<p>パラメータ M1E2-1-3 関与する監督者は、グループが IAIG として適格かを定期的にレビューする。</p>	<p>ガイドライン M1E2-1-3-1 グループは、例えば一時的な経済ショックによる計上総保険料の減少などの特定の要因により、判定基準の一部または全部を満たさなくなる場合がある。当該判定基準が数年のうちに再び満たされると監督者が見込む場合は、監督者は当該グループを引き続き IAIG として取り扱うべきである。</p>

## モジュール1 エLEMENT 3

### ComFrame 監督の範囲

ComFrame スタンドアード M1E3-1	
<p><b>スタンドアード 23.1</b>  <b>「監督者は、必要に応じて他の関与する監督者との協力のもと、グループワイド監督の対象となるグループの範囲を特定する。」</b></p>	
<p>パラメータ M1E3-1-1            グループワイド監督者は、監督の対象となるグループの範囲を決定するプロセスを主導する。</p>	<p>ガイドライン M1E3-1-1-1            関与する監督者は、IAIG の監督の範囲について監督者間で協議、合意し、管轄区域間の規制上の監督においてギャップまたは不必要な重複が発生しないことを確実にする。</p>
<p>パラメータ M1E3-1-2            関与する監督者は、IAIG の本社の統治機関および上級管理職を特定する。</p>	<p>ガイドライン M1E3-1-2-1            IAIG の本社は、保険グループを支配する、または保険グループに支配的な影響力を行使する事業体である。IAIG の本社は、通常最終的な親会社、または、保険グループがコングロマリットの一部である場合に、コングロマリット内の保険グループの本社である。</p>
<p>パラメータ M1E3-1-3            関与する監督者は、監督対象のグループの範囲を、IAIG の本社との関係で決定する。</p>	<p>ガイドライン M1E3-1-3-1            ComFrame の範囲内に捕捉すべき事業体を判定するための実務的な方法は、連結財務諸表に含まれている事業体から始めることである。その他の事業体は、リスク（「監督対象の非連結事業体」）および支配の観点から適当である場合に含められる場合がある。当該事業体は法人化されている場合も法人化されていない場合もあり得る。</p>

	<p>ガイドライン M1E3-1-3-2 グループ内の個別の事業体は、当該事業体のリスクまたは当該事業体からのリスクが無視し得る場合は、監督の範囲から除かれる場合がある。監督の範囲から除外された事業体は、監督範囲に含めるかを定期的に再検討されるべきである。</p>
<p>パラメータ M1E3-1-4 グループワイド監督者は、監督対象のグループの範囲の理由を文書化する。</p>	

## モジュール1 エlement 4

### グループワイド監督者の特定

#### ComFrame スタンドアード M1E4-1

##### スタンドアード 25.3

「関与する監督者は、グループワイド監督者の必要性について決定し、どの監督者がその役割を担うかについて同意する（監督カレッジが設立される状況を含む）」

##### パラメータ M1E4-1-1

グループワイド監督者は、各 IAIG について特定される。

##### ガイドライン M1E4-1-1-1

グループワイド監督者は、通常 IAIG の本社を監督する法的責任を負う監督者となる。

グループワイド監督者の特定に適切な要因には、以下の場所が含まれる。

- IAIG を率いる本社が本拠地を置く場所
  - IAIG の保険事業活動を実際に支配している場所
  - IAIG の貸借対照表の最大額を占めている場所
- または
- IAIG の主な事業活動が行われている場所

一部のケースでは、これらの要因は同一の管轄区域を指し示す場合があるが、他の場合では、監督カレッジで討議を行い適切な結論に到達する必要性があり得る。

グループワイド監督者の選定にあたっては、IAIG の統治機関、上級管理職および統制機能に携わる重要人物へのアクセスの程度が考慮されるべきである。

ガイドライン M1E4-1-1-2

特別な事情がある場合には、関与する監督者は複数のグループワイド監督者を特定することができるが、これは特定された監督者がシームレスに協業することを条件とする。

複数のグループワイド監督者が存在する場合、これらの監督者間の役割の割り当ては、明確かつ文書化されていなければならない。



---

## モジュール 2

IAIG

### モジュール 2 目次

エレメント 1	IAIG の法的構造および経営構造
エレメント 2	ガバナンス
エレメント 3	統合リスクマネジメント (ERM)
エレメント 4	統合リスクマネジメント (ERM) 方針
エレメント 5	グループ資本十分性評価
エレメント 6	パブリック・ディスクロージャおよびグループ報告

## モジュール 2 エlement 1

### IAIG の法的構造および経営構造

#### ComFrame スタンダード M2E1-1

**IAIG は、法的構造および経営構造ならびに IAIG 内における相互関係を明確に特定する (IAIG プロファイル)。**

##### パラメータ M2E1-1-1

IAIG プロファイルは、IAIG が、法的構造および経営構造が何らかの具体的なリスクを引き起こすかを判定し、このようなリスクがどのように軽減されるかを明示することを可能にするために十分な情報を提供する。

##### ガイドライン M2E1-1-1-1

IAIG プロファイルは、以下のような項目を含む。

- オフバランスシートの事業体および支店を含む法的構造
- 事業体が設立/法人化された、所在する、または支店を通じての事業を含め事業に従事する管轄区域
- 他の事業体との相互関係/相関関係 (金融および非金融の関係を含む)
- IAIG を率いる本社の所在地
- 株式保有構造の詳細、および支配株主を含む大株主による株式保有
- 取締役会および取締役会委員会の構造を含むガバナンス構造
- 経営機関および主要な職責を含む経営構造
- 構造内の事業体または事業部門の重要性

IAIG 内の事業体の数により、1 つの IAIG プロファイルでは非効率的となる場合、グループワイド監督者は、IAIG と協力してサブプロファイルを考慮すべきである。

	<p>ガイドライン M2E1-1-1-2 IAIG プロファイルは、グループ構造およびその内在するリスクが、IAIG の効果的なリスク管理および/または監督を妨げるかどうかを判断する助けとなる。</p>
	<p>ガイドライン M2E1-1-1-3 このようなリスクを発生させる可能性があり、検討すべき事項には以下が含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 法的構造、経営構造および株式所有構造ならびに経営責任の複雑性</li> <li>- グループ事業体の所在地、設立地、IAIG が活動する管轄区域などの地理的事項</li> <li>- 事業体または事業部門の相互関係、依存性および異なる重要性</li> <li>- ストレス時に、またはストレス時に対応して IAIG を再構築する能力</li> </ul>
	<p>ガイドライン M2E1-1-1-4 IAIG は、例えば以下のような異なった経営構造を設置することがあり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループの法的構造を反映する。</li> <li>- 特定の保険種目について、コンピテンス・センターを設立する。</li> <li>- 特定の機能を一箇所に集中化する。</li> </ul> <p>どのような構造を採用するとしても、IAIG は以下から発生するリスクを考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険種目の経営管理と現地の経営管理の間の権限および意思決定の分離</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険種目と現地レベルでの専門的スキルの利用可能性</li> <li>- 事業体が、集中化されたグループ支援を受けずに事業を継続するために必要なスキルとシステムを整備していない場合に、グループの位置付けを変更するまたは再構築する際の困難</li> </ul>
	<p>ガイドライン M2E1-1-1-5 IAIG プロファイルへの追加として、IAIG が経営構造を法的構造上に位置づけてみることは有用かもしれない。このことは、IAIG の上級管理職が、経営構造および法的構造のマトリックスから生じるリスクが発生する可能性のある場所を理解し、関与する監督者にこれを説明するのに役立つかもしれない。</p>
<p><b>ComFrame スタンダード M2E1-2</b></p> <p>IAIG は、自らの法的構造および経営構造の範囲内で緊急時の対応計画および手順を策定・維持し、これにより IAIG が危機的状況に対処することが可能となる。</p>	
<p>パラメータ M2E1-2-1 IAIG は、IAIG が以下を達成するために、事業戦略の再編または位置付けの変更をどのように行うかを記述した、緊急時の対応計画および手順を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 受入可能な財務状況 および</li> <li>- 保険契約者の居住地を問わない、すべての保険契約者の保護。</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E1-2-1-1 緊急時の対応計画には、IAIG が以下をどのように行うかが記述されるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険事業全体の営業を継続する（すなわち、停止可能な非保険事業を考慮する） および / または</li> <li>- 停止する保険種目を秩序立った方法で再構築またはランオフしながら、収益性の高い特定の保険種目の事業の営業を継続する。</li> </ul>

	<p>緊急時対応計画には、実行可能な再構築が含まれる。計画には、以下が記述される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG 全体が、法的構造を変更して事業を継続できる方法および/または</li> <li>- 維持する保険種目/事業体を支援するために資源を使えるようにするために、一部の保険種目/事業体を処分できる方法。</li> </ul>
<p>パラメータ M2E1-2-2 IAIG は、緊急時対応計画を策定する際に、ストレス状況がグループ内取引に及ぼす影響を考慮に入れる。</p>	<p>ガイドライン M2E1-2-2-1 IAIG は、グループ内キャッシュ・フローおよびその利用可能性（例えば長期資金から解放された余剰資金または他の子会社からの配当金）ならびにこうしたキャッシュ・フローを、他の事業体で予想される負債の支払期限が到来する際に使用するために事業体間で移転することが可能となるかに、特に注意する。IAIG は、ストレスシナリオから推測される潜在的なキャッシュ・フローの結果に対処するために講じる経営上の措置（新規事業の削減または配当の削減等）の概要を記述する。</p> <p>IAIG の緊急時対応計画には、ストレス後の IAIG 内での資本の配分、および IAIG 内の子会社が資本増強を必要とする可能性も考慮される。</p>
<p>パラメータ M2E1-2-3 IAIG は、すべての重大なグループ内取引およびエクスポージャをグループワイド監督者に報告する。</p>	<p>ガイドライン M2E1-2-3-1 重要なグループ内取引をグループワイド監督者に報告する要件は、事業体レベルで監督者が定める報告要件を妨げる、またはこれにとって代わることはない。</p>

パラメータ M2E1-2-4

IAIG は、有事の業務環境において事業を継続するために、最新の事業継続計画（BCP）を維持する。

ガイドライン M2E1-2-4-1

IAIG は、IAIG の重要な所在地に大きな損害を与える直接的な巨大災害事象（火災、洪水、停電）の後、ならびに間接的な市場事象の後に事業を継続する、または迅速に事業を復活させることができるようにするために、BCP を維持する。

### ComFrame スタンダード M2E1-3

IAIG は、IAIG の事業体に適用される保険契約者保護スキーム（PPS） およびこれらのスキームが IAIG の各事業体にどのような影響を与えるかを考慮する。

#### パラメータ M2E1-3-1

IAIG は、PPS がグループ全体レベルおよび保険法人レベルでどのように適用されるかを理解し、PPS が発動された場合の適切な計画を整備している。

#### ガイドライン M2E1-3-1-1

IAIG はまた、他の保険者が PPS の要請の引金を引いた場合の状況下で、保険法人が PPS に加盟していることから直面する偶発債務を分析する。これには以下の理解が含まれる。

- PPS がいつ発動されるか。
- 自社の保険法人における資金需要のタイミング
- PPS から発生し得る資金手当済または資金不足の問題



## モジュール 2 エlement 2

### ガバナンス

ComFrame スタンダード M2E2-1	
<b>IAIG の統治機関および上級管理職は、IAIG のグループワイドでのガバナンスの枠組みを定め、実施する。</b>	
<p>パラメータ M2E2-1-1 IAIG のグループワイドでのガバナンスの枠組みは、十分に文書化され、以下のための適切な方策が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG から発生する、または IAIG に影響を及ぼすリスクへの取組み</li> <li>- IAIG 内の保険法人の保険契約者の利益の保護および公正な扱いの推進</li> </ul> <p>枠組みは、支店を含む、IAIG 内の法人に適用される管轄区域の要件を十分に考慮する。</p>	<p>ガイドライン M2E2-1-1-1 グループワイドでのガバナンスの枠組みは、IAIG プロファイルと整合性がとれているべきである。</p>
<p>パラメータ M2E2-1-2 IAIG のグループワイドでのガバナンスの枠組みには、行動規範 / 倫理規定ならびに関連する方針および手続きが含まれる。</p> <p>このような手続きには、IAIG 全体または IAIG 内のいずれかの事業体に悪影響を及ぼす利益相反を特定し、除去または軽減するための適切なメカニズムが含まれる。</p>	<p>ガイドライン M2E2-1-2-1 業務の複雑性および IAIG 内における相互作用により、利益相反管理は、グループ・ガバナンスの不可欠な部分である。</p> <p>IAIG は、行動規範 / 倫理規定ならびに関連する方針および手続きで、以下の利益相反を、取り上げるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 統治機関、上級管理職および統制機能に携わる重要人物ならびに IAIG およびその事業体の類似した機能のレベルで発生する利益相反</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG の事業体間の利益相反として、またはグループワイドの利益といずれかの事業体の利益の相反</li> </ul>
	<p>ガイドライン M2E2-1-2-2 利益相反を回避または軽減することができない場合、該当する個人はこの手続きによって、上司または統治機関にそのような相反を報告すること、およびその悪影響を軽減することが義務付けられるべきである。</p>
<p><b>ComFrame スタンドアード M2E2-2</b></p> <p><b>スタンダード 7.1</b> 「監督者は、保険者の取締役会に対し、保険者の事業目標、ならびにリスク戦略およびリスク選好を含むその目標を達成するための戦略を、保険者の長期的利益および存続可能性に沿って設定し、その実行を監視するよう要求する。」</p>	
<p>パラメータ M2E2-2-1 IAIG の統治機関は、IAIG のグループワイドの事業目標および戦略を設定する際に、以下の事項を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 適用される法律および規則、ならびに IAIG が活動するいずれかの特定の管轄区域で事業活動を行うことから発生する可能性のあるリスク</li> <li>- IAIG 内の保険法人の保険契約者の正当な利益および公正な扱い</li> <li>- IAIG 内の事業体のガバナンスに関連する重大な事項、およびそのような事項に対処するための対策</li> </ul> <p>グループワイドの事業目標および戦略は、グループの統合リスクマネジメント (ERM) に情報を与え、これがグループワイド戦略に情報を返す。</p>	

<p>パラメータ M2E2-2-2 IAIG の統治機関は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG の全体的な事業目標および戦略が十分かつ適切であり続けているかを確かめるためにこれらをレビューし、</li> <li>- 特定された不備または問題点に対処する適切な対策を採用する。</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E2-2-2-1 統治機関は、IAIG の目標および戦略が十分かつ適切であり続けているかを、継続的に監視するべきである。</p> <p>統治機関は、IAIG が事業活動を行っている、法務、政治または市場の環境などの社内外の状況の変化に照らした、IAIG の事業目標および戦略のレビューを適切な間隔で行うべきである。</p>
<p>パラメータ M2E2-2-3 統治機関は、IAIG のグループワイドの事業目標および戦略を達成するために、統治機関および上級管理職が満たすべき明確かつ客観的な達成目標および指標を設定し、維持する。</p>	<p>ガイドライン M2E2-2-3-1 統治機関は、少なくとも1年に1回は、IAIG、統治機関および上級管理職が、どのように採択された達成目標および指標を達成したかの評価を行うべきである。</p>
<p><b>ComFrame スタンダード M2E2-3</b></p> <p><b>スタンダード 7.2</b> 「監督者は、保険者の取締役会に対して、以下のことを要求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 取締役会、上級管理職および統制機能に携わる重要人物に割り当てられる役割と責任が、監視機能と経営管理責任との適切な分離を促進するために明確に定義されることを確実にすること、ならびに</li> <li>- 上級管理職に対して十分な監視を行うこと。」</li> </ul> <p>IAIG の統治機関は、IAIG の監視機能が、IAIG および IAIG 内の事業体の日常的な経営からは適切に分離されていることを規定し、明確な指揮命令系統を含む、明確に定義されたグループワイドのガバナンス構造を有する。</p>	

<p>パラメータ M2E2-3-1 IAIG の統治機関は、IAIG のグループワイドの業務の適切な監視について責任を負う。</p>	<p>ガイドライン M2E2-3-1-1 統治機関は、IAIG 内の事業体の業務の日常的な経営に關与している個人に、いかなるグループワイドの監視責任も割り当てるべきではない。</p>
	<p>ガイドライン M2E2-3-1-2 個人が IAIG 内の複数の事業体について類似した機能を受け持っている場合、そのような個人が遂行する異なった役割の間で利益相反がないように、統治機関は適切な対策を講じる。</p>
	<p>ガイドライン M2E2-3-1-3 統治機関は、(一方において) IAIG の統治機関、上級管理職および統制機能に携わる重要人物と、(他方において) IAIG 内の事業体の取締役会、上級管理職および統制機能に携わる重要人物との間の指揮命令系統を明確に設定すべきである。IAIG 内の事業体間でも、適宜類似した指揮命令系統が設定されるべきである。</p>
<p>パラメータ M2E2-3-2 統治機関は、IAIG の監視に關与する人物が、新たに発生しつつあるリスクを含め、IAIG の目標および戦略の適切な実施に対するリスクを特定し対処するための、明確なプロセスを持つ。</p>	

**ComFrame スタンダード M2E2-4**

**スタンダード 7.3**

「監督者は、保険者の取締役会が継続して以下の事項を有することを要求する。

- 取締役会レベルで、ガバナンス構造ならびに保険者の事業の性質、規模および複雑性に相応な、全体として十分な水準の知識、技能および専門知識があることを確実にするための、適切な取締役数とその構成
- 取締役会による、効率的、客観的および独立した観点に立った判断および意思決定の促進を通じて、取締役会の作業をサポートするための、適切な内部ガバナンス慣行および手順
- 任務の完全かつ効果的な遂行を可能にするための、十分な権限および資源」

**パラメータ M2E2-4-1**

IAIG の統治機関のメンバーは、総体として IAIG の事業に関連して適切な知識、技能および専門知識を持つことが期待される。

**ガイドライン M2E2-4-1-1**

このような知識、技能および専門知識には、以下の理解が含まれるべきである。

- IAIG のガバナンスおよび企業構造
- IAIG 内の事業体の事業および関連するリスク
- IAIG 内の事業体に適用される監督制度
- クロスボーダーの事業および国際的取引から発生する問題点

IAIG の統治機関のメンバーは、ガバナンス、リスク、コンプライアンス、監査および関連分野についても経験を有し、これにより、これらの分野および統制機能の監視を行うことが可能でなければならない。

<p>パラメータ M2E2-4-2 十分な数の統治機関のメンバーは、IAIG 内の事業体から独立している。</p>	<p>ガイドライン M2E2-4-2-1 IAIG 内の事業体から独立している統治機関のメンバーの数は、IAIG のガバナンス構造ならびに IAIG の事業の性質、規模および複雑性によって異なる可能性がある。IAIG は、統治機関における独立したメンバーの数は、リスクプロファイルおよび業務に照らして十分であることを実証することができなければならない。</p>
<p>パラメータ M2E2-4-3 統治機関は、IAIG の事業および業務の性質、規模および複雑性に適した十分な内部ガバナンスの手順、構造および取決めを整備する。</p>	<p>ガイドライン M2E2-4-3-1 統治機関は、明確な指揮命令系統を伴った統治機関の委員会を設置することが一般的に期待される。これらの委員会は、特に監査、コンプライアンス、リスク管理および報酬に関して、グループワイド・レベルと事業体レベルの両方で、十分な監視を実施するべきである。</p> <p>統治機関が委員会を設置しない場合、統治機関はグループワイド監督者に対して、統治している取締役会が総体として、十分な注意と詳細さを伴って有効に機能を遂行していることを実証することが期待される。</p>
<p><b>ComFrame スタandard M2E2-5</b></p> <p><b>Standard 7.6</b> 「監督者は、保険者の取締役会に対して、以下のことを要求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 報酬方針を採択し、その効果的な実施を監視する。この報酬方針は、過度のまたは不適切なリスクテイクを誘発せず、特定されたリスク選好度および保険者の長期的利益に沿ったものであり、ステークホルダーの利益に適切な注意を払うものである。</li> <li>- このような報酬方針が、少なくとも取締役会のメンバー、上級管理職、統制機能に携わる重要人物およびその活動が保険者のリスク・エクスポージャーに重大な影響を与える可能性があるその他の従業員（主要なリスクテイクを行う職員）である個人を対象とすることを確実にする。</li> </ul>	

<p>パラメータ M2E2-5-1</p> <p>IAIG のグループワイド報酬方針は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループワイドの事業目標および戦略、ならびに IAIG 内の法人に適用される管轄区域の要件と一致し、</li> <li>- IAIG 内の事業体の主要なリスクテイクを行う職員による過度のまたは不適切なリスクテイクのインセンティブを含まず、</li> <li>- IAIG 内の保険法人の保険契約者の利益を適切に考慮する。</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E2-5-1-1</p> <p>グループワイドの報酬方針は、グループワイドおよび事業体ベースの報酬方針および慣行の要素を含んだ構造を持つ場合がある。</p> <p>IAIG の統治機関は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループワイドの報酬方針が効果的に実行され、意図したとおりに運用されることを確認するために、グループワイドの報酬方針の有効性および適切性の評価を、少なくとも年に 1 回行い、</li> <li>- その評価に事業体特有の報酬方針および慣行を含め、</li> <li>- グループワイドまたは事業体ごとのレベルでの、報酬方針または慣行の中で特定されたギャップまたは不備に迅速かつ効果的に対処するべきである。</li> </ul>
<p><b>ComFrame スタンダード M2E2-6</b></p> <p><b>スタンダード 7.8</b></p> <p>「監督者は、保険者のガバナンスに関する、監督者と関係ステークホルダーとの適切、適時かつ効果的なコミュニケーションの促進を確実にするためのシステムと統制を整備することを、保険者の取締役会に要求する。」</p> <p><b>IAIG の統治機関は、グループワイドのコミュニケーション戦略を採択し、実施する。</b></p>	
<p>パラメータ M2E2-6-1</p> <p>IAIG のグループワイドのコミュニケーション戦略は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループワイド監督者とその他の関与する監督者に、IAIG 全体のグループのガバナンスに関する十分な情報を提供し、</li> <li>- 適切な場合には、IAIG 内の事業体に適用される管轄区域の法律上、監督上および他の要件を考慮し、</li> <li>- IAIG 内の事業体に適用される個人情報および秘密保持義務を忠実に守る。</li> </ul>	



<p>パラメータ M2E2-6-2 統治機関は、適切なレベルの地位の職員を、監督者に対するグループワイド報告および一般へのディスクロージャの正確性と適時性についての責任者に指定する。</p>	
<p>パラメータ M2E2-6-3 IAIG のグループワイドのコミュニケーション戦略には、義務付けられる場合および必要に応じての一般へのコミュニケーションを含め、外部ステークホルダーへの情報のコミュニケーションの方針およびプロセスが含まれる。方針は、関連するステークホルダーは誰か、ならびに誰におよびどの種類の情報を提供する必要があるかを明確に特定する。</p>	<p>ガイドライン M2E2-6-3-1 IAIG および IAIG 内の事業体のステークホルダーの種類は、一部は共通のステークホルダーである可能性はあるが、必ずしも同一ではない場合がある。</p>
<p><b>ComFrame スタンドアード M2E2-7</b></p> <p><b>スタンダード 8.1</b> <b>「監督者は、保険者に、リスク管理および内部統制の効果的なシステムを確立し、その中で業務を行うことを要求する。」</b></p>	
<p>パラメータ M2E2-7-1 IAIG の統治機関は、IAIG のリスク管理および内部統制システムの効果的なグループワイドでの実行を監視する。</p>	<p>ガイドライン M2E2-7-1-1 リスク管理および内部統制システムは、IAIG 内の事業体が設立され業務を行う管轄区域の法的小およびガバナンス要件を考慮に入れるべきである。</p>
<p>パラメータ M2E2-7-2 IAIG のリスク管理システムは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG の組織構造、意思決定プロセス、事業活動および文化の中に組み込まれ、</li> <li>- 明確に定義され、十分に文書化され、</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG 内の事業活動および組織単位全体にわたるリスクの関連目標および適切な責任分担を含む、IAIG 全体の事業戦略を考慮し、</li> <li>- グループワイド・リスクの特定、評価、監視および報告、ならびに IAIG レベルおよび個別事業体レベルでの意思決定にリスクを考慮に入れることについての、適切な文書による方針およびプロセスを含み、</li> <li>- 定期的にレビューされ、必要に応じて改善される。</li> </ul>	
<p>パラメータ M2E2-7-3 IAIG の内部統制システムは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループ内取引から発生するものを含め、グループワイドのプロセスおよびリスクに対して、適切な統制を提供し、</li> <li>- IAIG 全体にわたる統制環境を考慮した、調整されたグループワイドの枠組みであり、</li> <li>- プロセスまたは取引レベルから、事業体レベルおよびグループレベルまでのリスクに関する統制を持つ。</li> </ul>	
<p><b>ComFrame スタンダード M2E2-8</b></p> <p><b>スタンダード 8.2</b> 「監督者は、必要な権限、独立性および資源を備えた効果的な統制機能を整備することを保険者に要求する。」</p>	

<p>パラメータ M2E2-8-1 IAIG の統治機関は、リスク管理、コンプライアンス、保険数理の事項および内部監査に関して、グループワイドの統制機能を確立し、これらの機能を以下のいずれも損なわずに編成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険契約者に対するものを含め、自らの法的および規制上の義務を履行する各事業体の責任および能力、ならびに</li> <li>- それぞれのグループワイドの責任を効果的に果たすための各統制機能の能力。</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E2-8-1-1 IAIG は、グループワイドの統制機能を IAIG の本社内に置くことも、一事業体内に置くこともできる。</p>
	<p>ガイドライン M2E2-8-1-2 IAIG は、例外的な状況下にある場合を除き、統制機能を結合するべきではない。統制機能を結合した場合には、統治機関は、あらゆる手配の有効性を承認し、定期的にレビューするべきである。</p>
<p>パラメータ M2E2-8-2 すべての統制機能は、正しく権限が付与され、位置付けられ、資源が提供され、IAIG の統治機関またはその委員会の 1 つへの制約を受けないアクセスを持ち、定期的に報告する。</p>	<p>ガイドライン M2E2-8-2-1 IAIG の統制機能は、IAIG が事業を行っている市場および IAIG がさらされているリスクに関する十分な知識を有するべきである。情報にアクセスする権限には、それぞれのグループワイドの職務を遂行するために必要なグループワイドまたは事業体レベルの情報が含まれるべきである。統制機能は、定期的評価（該当する場合には外部評価人による）を受け、それぞれの領域の継続的改善に従事するべきである。</p>

**ComFrame スタンダード M2E2-9**

**スタンダード 8.3**

「監督者は、保険者が主なリスクを適時に特定し、評価し、監視し、管理し、報告することを支援する効果的なリスク管理機能を具備することを要求する。」

**パラメータ M2E2-9-1**

少なくとも、IAIG のグループワイドのリスク管理機能は、

- IAIG 全体を通じての IAIG のリスク管理メカニズムおよび活動の首尾一貫した実行を、事業体レベルおよびグループワイド・レベルの両方で調整し、監視し、
- IAIG 全体にわたる統合リスクマネジメント（ERM）活動を調整し、ERM フレームワーク内でグループワイドの ERM 方針が遵守され、ERM フレームワークが実行され、運用可能であることを確実にする責任を負う。

リスク管理機能は、リスク管理およびリスク統制活動が、リスクテイクを行う活動からは分離されていることを確実にする。

**ガイドライン M2E2-9-1-1**

グループワイドのリスク管理機能は、

- IAIG のリスク文化の設定に寄与し、
- 必要に応じて、IAIG 内の各事業体のリスク管理機能の責任および報告要件に関する期待値を設定し、
- IAIG 内の事業体のリスク管理機能と IAIG の本社のリスク管理機能の間の効果的な相互作用のための手続きとプロセスを定めるべきである。

**ガイドライン M2E2-9-1-2**

IAIG のリスク管理機能は通常、統治機関に直接アクセスを持ち、グループワイドのリスクおよびERM フレームワークに焦点を当てる上級管理職であるグループリスク管理最高責任者（グループCRO）（またはこれに準ずる名称）が率いる。グループCRO または相当する役職者は、

- リスク戦略を評価し、リスク戦略および方針が、必要に応じて、IAIG のグループワイド・レベルおよび事業体レベルで実行されることを確実にし、

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- グループワイドでのリスク評価を実施し、統治機関による要請に従ってその他の措置を講じ、</li> <li>- 年次グループワイド・リスク管理計画を策定して統治機関の承認を受ける。</li> </ul>
	<p>ガイドライン M2E2-9-1-3          IAIG のグループワイド・リスク管理機能は、統治機関またはその委員会の 1 つに、IAIG が現在さらされている、または潜在的にさらされる可能性のある重大なリスクの評価、およびそれらに対処するために講じている手段を含む、情報を提供すべきである。保険種目および IAIG 内の事業体のリスクの合算および相関ならびにリスクプロファイルも考慮に入れられるべきである。</p> <p>この評価は、グループレベル、事業体レベルおよび主要な保険種目 / 部門 / 商品レベルで実施されるべきである。</p>
<p><b>ComFrame スタandard M2E2-10</b></p> <p><b>Standard 8.4</b>          監督者は、保険者が法規制上の義務を守り、コンプライアンスと廉潔性の企業文化を促進し、維持することを支援できる効果的なコンプライアンス機能を具備することを要求する。</p>	

<p>パラメータ M2E2-10-1</p> <p>少なくとも、IAIG のグループワイドのコンプライアンス機能は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 適切な方針と行動規範を含む、グループワイドのコンプライアンス機能のための枠組みを確立し、</li> <li>- IAIG のグループワイドのコンプライアンス・メカニズムおよびコンプライアンス活動の首尾一貫した実行を、IAIG 全体を通じてのグループワイド・レベルおよび事業体レベルの両方で調整し、監視し、</li> <li>- 企業文化および価値観の設定に貢献する。</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E2-10-1-1</p> <p>IAIG のグループ・コンプライアンス機能は通常、統治機関に直接アクセスを持ち、グループワイドのコンプライアンスの問題およびリスクに焦点を当てるグループ・コンプライアンス最高責任者(グループCCO) (または類似した名称) が率いる。</p> <p>グループCCO またはその相当は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 主なコンプライアンスリスクの評価を、少なくとも年に1回および統治機関による要求に従って実施し、</li> <li>- 年次グループワイド・コンプライアンス計画を策定して統治機関の承認を受け、</li> <li>- 統治機関またはその関連する委員会への報告および最新情報の提供を、定期的および要求に応じて行う。</li> </ul>
	<p>ガイドライン M2E2-10-1-2</p> <p>IAIG のグループワイドのコンプライアンス機能は、統治機関またはその委員会の1つに、以下のような事項を対象とした報告を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループレベル、事業体レベルおよび主な事業/部門/商品レベルで実施される、IAIG の重大なコンプライアンスリスクの評価</li> <li>- 特定された主なコンプライアンスリスクに対処するためのグループワイドのコンプライアンス計画</li> <li>- 重大なコンプライアンス違反もしくはコンプライアンス上の懸念、または上級管理職もしくは主要な統制機能に携わる個人が関与するコンプライアンスの問題、およびこれらに関連する調査または講じられている他の措置の状態</li> <li>- IAIG 内の事業体またはこのような事業体の従業員に関して、監督者が課す重大な制裁金または他の懲戒処分</li> </ul>

**ComFrame スタンドアード M2E2-11**

**スタンダード 8.5**

「監督者は、少なくとも、テクニカルプロビジョン、保険料およびプライシング業務、ならびに法規制上の関連要件の遵守を評価し、これらに関する助言を保険者に提供できる効果的なグループワイドの保険数理機能を具備することを要求する。」

**パラメータ M2E2-11-1**

IAIG は、保険数理上の事項の概観を提供し、保険数理業務、保険数理機能および IAIG 内の保険法人から発生するまたは広がる保険数理上のリスクに関して統治機関に助言を行う、効果的なグループワイドの保険数理機能を整備する。

**ガイドライン M2E2-11-1-1**

IAIG のグループワイドの保険数理機能は、グループレベルの保険数理に関する情報を統合し、レビューするべきである。グループワイドの保険数理機能の形態および実行は異なることがあるが、その成果は、保険数理の業務、機能、および IAIG の中の保険法人のリスクの概観を全体として把握することである。

**ガイドライン M2E2-11-1-2**

IAIG の保険数理機能によって遂行される可能性のある活動の追加的な例には、以下についての助言および意見を提供することがある。

- IAIG のグループワイドのリスク
- 投資方針および資産の評価
- 規制目的上の最低資本要件ならびに負債および損失準備金を含む、IAIG のソルベンシーポジション
- リスク評価ならびに経営上の方針および統制
- 配当金またはその他の給付金の支払
- 保険契約の条件を含む商品の開発および設計
- グループの自社リスクおよびソルベンシー評価 (ORSA) におけるリスクのモデル化ならびに内部モデルの使用
- グループワイド資産負債管理 (ALM) 方針の適切性



<p>パラメータ M2E2-11-2 IAIG のグループワイドの保険数理機能は、保険法人レベルの保険数理機能と協力し、IAIG の他の機能からの過重な影響は受けない。</p>	<p>ガイドライン M2E2-11-2-1 グループワイドの保険数理機能は、グループワイドの報告およびディスクローチャならびにグループワイドの内部経営報告に焦点を当てるべきである。</p> <p>IAIG の保険数理機能の任務および責任は、明確に定義され、保険法人レベルでの保険数理機能の任務および責任と重複してはならず、これを制限または制約すべきではない。</p>
<p>パラメータ M2E2-11-3 IAIG のグループワイドの保険数理機能は、独立した立場の助言を IAIG の統治機関に提供し、この助言はグループワイド・レベルおよび保険法人レベルでの他の上級管理職または統制機能によるフィルターの対象とはならない。</p>	
<p><b>ComFrame スタandard M2E2-12</b></p> <p><b>Standard 8.6</b> 「監督者は、保険者のガバナンス、リスク管理および内部統制に関する独立した立場からの保証を取締役会に提供できる、効果的な内部監査機能を整備することを保険者に要求する。」</p>	
<p>パラメータ M2E2-12-1 IAIG の内部監査機能は、統治機関に対して独立した立場からの保証を提供する。</p>	<p>ガイドライン M2E2-12-1-1 IAIG のグループ内部監査機能は通常、グループワイドの内部監査の問題および現地の監査機能が有効に機能することに焦点を当てるグループ内部監査人（または類似した名称）が率いる。</p>
	<p>ガイドライン M2E2-12-1-2 このような保証は、通常監査および特別監査、レビュー、試査ならびにその他の技法を通じて得られ、これらはグループワイドおよび事業体に関連した事項を対象とする。</p>



	<p>ガイドライン M2E2-12-1-3 IAIG の内部監査機能の業務は、グループワイドの観点および事業体の観点の両方を対象とし、以下を含むべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG のグループワイド方針およびプロセスの十分性および有効性のレビューおよび評価</li> <li>- ドキュメンテーションおよび統制のレビューおよび評価</li> <li>- IAIG のその他の統制機能の有効性の監視および評価 IAIG 内の事業体の外部監査人との連携</li> <li>- IAIG 内の事業体の外部監査人との調整</li> </ul>
<p>パラメータ M2E2-12-2 グループワイドの内部監査機能は、IAIG および IAIG 内の事業体の経営陣からは独立した立場をとり、グループの内部監査事項に関連する十分な権限を有する。</p>	<p>ガイドライン M2E2-12-2-1 グループワイドの内部監査機能は、以下のような事項を業務対象とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG が自社の資産および顧客の資産を保護し、その資産の詐欺、不正流用または悪用を防止しようと努める全体的手段</li> <li>- 事業体レベルでの内部監査に関する最低要件の確立</li> <li>- 会計、財務報告および経営情報システムの信頼性、廉潔性および網羅性</li> <li>- IT システム</li> <li>- リスク管理およびコンプライアンスのシステム</li> <li>- IAIG の内部統制システムの設計および運用上の有効性</li> </ul>
<p><b>ComFrame スタandard M2E2-13</b></p> <p><b>Standard 8.7</b> 「監督者は、保険者に対し、外部委託していない活動または機能への適用と少なくとも同程度の監視およびアカウンタビリティを、外部委託した重要な活動または機能（例えば統制機能）にも適用することを要求する。」</p>	

パラメータ M2E2-13-1

IAIG は、活動または機能の外部委託についての一貫したグループワイドの方針を持ち、このような外部委託のすべてについて適切なドキュメンテーションを維持する。IAIG は、外部委託業務についてグループレベルで説明責任を持つことによって当該プロセスについて統制を整備し、それらがグループワイドの ERM 方針に及ぼす可能性のある影響を効果的に統合すべきである。

ガイドライン M2E2-13-1-1

IAIG は、IAIG 内の事業体の活動または機能を、IAIG 外の事業体（「外部」委託）または IAIG 内の 1 つまたは複数の事業体（「グループ内」委託）に業務委託することがある。

IAIG が IAIG 内の保険法人の活動または機能を外部委託または中央集中化する場合、IAIG は、IAIG の事業および業務の性質、規模および複雑性、ならびに IAIG が採用する業務委託契約のタイプに応じた、業務委託に関連する十分な方針および手続きを整備すべきである。こうした方針および手続きは、

- グループ内と外部の業務委託を明確に区別すべきであり、
- すべての重要な業務委託の取決めが書面による契約の適用を受けることを義務付けるべきであり、
- IAIG 全体および IAIG 内の関連事業体が、事業体レベルと IAIG 全体の双方のリスクの水準に関してどのような影響を受けるかを記述すべきであり、
- 以下の評価を求めるべきであり、
  - サービス提供者のサービス提供能力および財務の健全性
  - 複数の活動を同じ業務委託先に委託することから生じるリスク
- 業務委託（グループ内または外部）した活動のグループワイドのモニタリングおよび監視を規定すべきであり、
- 業務委託契約の条件変更および終了ならびに経営破綻時のサービスの継続の必要性に関する指針を含む、契約の種類および検討すべきリスクの問題についての十分な指針を含めるべきであり、
- 内部監査によるレビューを含む定期的なレビューの対象とすべきである。

<p>パラメータ M2E2-13-2 IAIG の統治機関および上級管理職は、業務委託契約が、それぞれの法規制上の義務を遂行する IAIG または個々の保険法人の能力を減少させることがないことを確実にする。</p>	
<p><b>ComFrame スタンドアード M2E2-14</b></p> <p><b>スタンダード 7.7</b> 「監督者は、保険者の取締役会に対し、外部向けおよび監督目的の両方において、取締役会、上級管理職および外部監査人の明確に定義された役割および責任に裏付けられた、信頼できる財務報告プロセスの存在を確保することを要求する</p> <p>IAIG は、グループワイドでの報告およびディスクロージャの必要性を満たすために、適切なシステムおよび仕組みを整備している。</p>	
<p>パラメータ M2E2-14-1 IAIG のグループワイド報告の構造は以下の性格を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG の本社および IAIG 内の事業体に適用される管轄区域の法的またはその他の要件を完全に満たしている。</li> <li>- 十分な予防措置および統制が適用され、IAIG 内の事業体および IAIG 全体にわたり、グループワイド財務報告目的のために、制約のないアクセスおよび十分な情報のフローを提供する。</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E2-14-1-1 IAIG は、IAIG 内の事業体に適用される財務報告要件における管轄区域間の相違を特定し、IAIG の一般目的連結財務報告のために適切な調整およびグループ内項目の消去を行うプロセスを整備する。グループワイドの報告の仕組みには、信頼できる報告、ならびにグループワイド・レベルと事業体レベルでの財務報告プロセスにおける潜在的なリスクおよび不備が適切に対処され適時に是正できるように、これらの特定を可能にするための適切な財務報告統制が含まれる。</p>
<p>パラメータ M2E2-14-2 IAIG のグループワイド監督者への年次および期中報告は、適時に、かつグループワイド監督者が他の関与する監督者と共有するのに適した様式で提出される。</p>	<p>ガイドライン M2E2-14-2-1 報告情報の提出のための適切なタイムフレームは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 年次情報については、事業年度末後 90 日</li> <li>- 期中情報については、報告期間末後 60 日</li> </ul>

	<p>ガイドライン M2E2-14-2-2          期中報告に関して提出される報告書は、年次報告書に比べその範囲を限定することができる。</p>
<p>パラメータ M2E2-14-3          IAIG は、資本十分性目的の報告と公開財務諸表で使用された報告との間の、重大な差異の調整計算を提供する。</p>	
<p>パラメータ M2E2-14-4          IAIG は、グループワイド監督者が IAIG の方向性ならびに主な事業体および保険種目を理解することを可能にするために十分詳細に、戦略とガバナンス構造の明確な説明を提供する。</p>	<p>ガイドライン M2E2-14-4-1          IAIG の戦略の説明には、以下のような事項が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 全体的ビジネスモデル</li> <li>- 重要な保険種目およびその保険種目がどのように発展する可能性が高いか</li> <li>- IAIG が追求する可能性の高い非保険事業</li> <li>- IAIG の地理的重要性およびその起こり得る変化</li> <li>- 予期される市場占有率の変化</li> </ul>
	<p>ガイドライン M2E2-14-4-2          IAIG が提供する説明には、以下のような事項が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG が選択したビジネスモデルの論理的根拠</li> <li>- 戦略を達成した、または達成できなかった結果（財務的またはその他の結果）</li> <li>- 戦略がどのように、IAIG が保険契約者に対する債務を履行する能力を持っていることを確実にするかの説明</li> </ul>

<p>パラメータ M2E14-4-5 IAIG は、グループワイド監督者に以下の変更を連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 法的構造</li> <li>- 経営構造</li> <li>- ガバナンス構造</li> <li>- 他のグループとの提携</li> <li>- 事業体の所在地</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E2-14-5-1 IAIG は、以下のような事項の変更に関する情報を提供すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG 全体およびIAIG 内のいずれかの関連する事業体の事業目標および戦略で、こうした目標および戦略の重要な変更を含む</li> <li>- IAIG 内での監視および管理責任の割当てなどの、IAIG のガバナンス構造</li> <li>- ガバナンス構造の有効性を評価するために整備されたプロセス</li> <li>- グループワイドの報酬方針で、特に設計、運用および実施</li> <li>- 他の事業体またはグループとの提携</li> </ul>
<p>パラメータ M2E2-14-6 IAIG は、グループワイド監督者に、IAIG および IAIG の事業体の戦略、ビジネスモデルおよび活動の重要な変更について通知する。 これらには、以下の変更が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 戦略</li> <li>- リスク許容度</li> <li>- 事業活動</li> </ul>	

## モジュール 2 エLEMENT 3

### 統合リスクマネジメント (ERM)

#### ComFrame スタンダード M2E3-1

##### スタンダード 16.1

「監督者は、保険者の統合リスクマネジメント・フレームワークが、保険者が負担するリスクの性質、規模および複雑性に適切で、リスクおよび資本管理目的ならびにソルベンシー目的に適切な技法を用いた、十分に広い範囲の予測結果に基づくリスクの特定と定量化を備えることを要求する。」

IAIG は、保険法人および IAIG レベルの両方の関連性のある重大なすべてのリスクに対処し、ソルベンシー要件の評価を可能にするグループワイドの ERM フレームワークを備える。

##### パラメータ M2E3-1-1

ERM フレームワークを通じて、IAIG は以下の事項を規定する。

- IAIG のリスク選好とリスク許容度の決定
- リスク測定とリスク管理
- 資本管理
- 経済上および規制上の資本の評価
- IAIG の自社リスクおよびソルベンシー評価 (ORSA)

##### ガイドライン M2E3-1-1-1

IAIG は、集中化された ERM 機能を構築することも分散化された ERM 機能を構築することもできる。ERM 機能が分散化されている場合、ERM 活動は IAIG のさらに広範囲にわたる ERM フレームワークに準拠すべきである。

IAIG は、集中化または分散化された ERM フレームワークの活動を実行するための理論的根拠を実証することが可能でなければならない。

##### パラメータ M2E3-1-2

IAIG は、現地で遂行される事業の性質、規模および複雑性により、IAIG 内の異なった事業体に適用されるあらゆる相違点に重点を置いて、その ERM フレームワークを包括的に文書化する。

##### ガイドライン M2E3-1-2-1

ERM フレームワークには、関連する現地の事業リスクおよびグループワイド・リスクを考慮した、IAIG がさらされている重大なリスクの定義および分類、ならびに許容可能なリスクの限界水準が記載された、書面による方針が含まれるべきである。



	<p>ドキュメンテーションには、特定のアプローチまたは前提条件を、IAIG 内のすべての事業体に適用できない理由の説明を含めるべきである。</p>
	<p>ガイドライン M2E3-1-2-2 IAIG の ERM フレームワークは、IAIG 内および外部への IAIG のリスク選好、リスク許容度およびリスク管理に対するアプローチのコミュニケーションを容易にするべきである。</p>
<p>パラメータ M2E3-1-3 IAIG の ERM フレームワークは、IAIG の事業戦略の変更および新たなリスクを反映する。IAIG の ERM フレームワークには、IAIG がグループレベルでどのようにリスクを測定し低減するかに影響を及ぼす可能性のある、事業体レベルでのすべての重大な変化が考慮に入れられる。このような内部的および外部的な変化は、IAIG のリスクプロファイルに影響を及ぼすことになる。</p>	<p>ガイドライン M2E3-1-3-1 IAIG は、1 事業体における変化は現地のみ、地域内のみ、または一部の特定の事業体のみに影響を及ぼす可能性があること、およびこのことはグループワイド・ベースでは即座には明らかにならないかもしれないが、IAIG のリスクプロファイルに影響を及ぼす可能性があることを承知すべきである。</p>
	<p>ガイドライン M2E3-1-3-2 ERM フレームワークは、IAIG がグループワイド・ベースであっても事業体レベルであっても、適時に必要な措置を講じることを可能にする。</p>
	<p>ガイドライン M2E3-1-3-3 IAIG の文化は、IAIG および IAIG の事業体にとって重要である可能性がある発生しつつあるリスクについての開かれたコミュニケーションを支えるべきである。</p>
<p>パラメータ M2E3-1-4 IAIG の ERM フレームワークは、ERM フレームワークが引き続き目的に適合していることを確認するために、独立した立場からのレビューを定期的（少なくとも 3 年に 1 回）に受ける。</p>	<p>ガイドライン M2E3-1-4-1 このレビューは、内部または外部の機関が遂行することができるが、独立した立場でのレビュー者は、レビューされる ERM フレームワークの一部について責任を有するべきではなく、また積極的に関与したこともあるべきではない。</p>

<p>パラメータ M2E3-1-5 IAIG は、保険法人ベースとグループワイド・ベースの両方において、リスク選好を決定し、事業戦略においてリスク許容度を使用する。</p> <p>規定されたリスク許容限度は、リスク管理方針および手続きを通じて、日常業務に組み込まれる。</p>	
<p>パラメータ M2E3-1-6 IAIG は、以下を規定したグループのリスク許容度ステートメントを作成し、維持することにより、そのリスク選好を明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 全体の定性的および定量的なリスク許容度</li> <li>- 保険法人ベースおよびグループワイド・ベースの両方で、すべての関連性のある重大なリスクを考慮に入れたリスク許容限度額</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E3-1-6-1 リスク許容度に対するアプローチが個別の保険法人によって異なる場合、IAIG は、この背景にある根拠について説明できなければならない。</p> <p>リスク許容度ステートメントは、グループ内の非規制事業体を考慮に入れるべきである。</p>
	<p>ガイドライン M2E3-1-6-2 IAIG プロファイルは、正当化される場合、定性的・定量的なリスク許容度のレベルを定義する際の一助となり得る。</p>
<p><b>ComFrame スタンドアード M2E3-2</b></p> <p><b>スタンダード 16.3</b> 「監督者は、保険者がリスク管理方針を定めていることを要求し、そのリスク管理方針では、保険者の事業戦略および日常業務の両方で、どのようにすべての関連性があり重要なリスク・カテゴリーが管理されるかの要点が説明されなくてはならない。」</p> <p>グループワイドの ERM フレームワークの中で、IAIG は、保険法人ベースおよびグループワイド・ベースの両方でリスクに対処する、包括的なグループワイドの ERM 方針を策定する。</p>	



<p>パラメータ M2E3-2-1 グループワイドの ERM 方針を通じて、IAIG は、IAIG のリスク許容限度、規制上の所要資本、経済資本ならびにリスク監視のプロセスおよび方法の間の関係をどのように決定するかの基準を規定する。</p>	<p>ガイドライン M2E3-2-1-1 このような関係を記述する際には、IAIG の再保険契約に特に注意を払い、再保険契約が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG のリスク許容度のレベルをどのような方法で反映するか、</li> <li>- リスクの軽減においてどのような役割を果たすか、</li> <li>- IAIG の所要資本にどのように影響するかに注意すべきである。</li> </ul> <p>非伝統的な形式の再保険（ファイナイト再保険など）の使用も取り上げられるべきである。</p>
	<p>ガイドライン M2E3-2-1-2 グループ内再保険契約を取り扱う際に、IAIG は、外部の再保険契約と同じ方法でその取引を定め、管理するべきである。</p> <p>契約書が適切なドキュメンテーションを経て、正当に承認されて確実に作成されるべきであり、このような取引の影響は、それぞれの事業体の財務諸表に反映されるべきである。</p>
<p>パラメータ M2E3-2-2 IAIG は、保険引受、プライシング、準備金設定および再保険のプロセスに、十分かつ信頼性が高くかつ適切なデータを使用するために、手順の確立および実務の監視を通じてグループワイド ERM 方針を実行する。</p>	<p>ガイドライン M2E3-2-2-1 IAIG は、使用されるデータが、IAIG の様々な事業体の連結に基づくものか、またはその他の合算法に基づくものかを明らかにすべきである。IAIG は、グループワイドの ERM 方針を策定する際に、選択される方法の影響および固有のリスクを考慮するべきである。例えば、グループ内取引は連結の際に消去され、IAIG のトップレベルでの財務諸表には反映されない可能性がある。</p> <p>グループワイドの ERM 方針を定めるために連結ベースを使用する場合、IAIG は、リスクの分散について説明することができ、その功を認められうる。反対に、他の合算法の使用は、さらに精度の高いリスクの記録を容易にしうる。</p>

<p>パラメータ M2E3-2-3 グループワイドの ERM 方針は、IAIG のグループワイドの ERM 方針の例外とみなされる要件またはプロセスを持つ IAIG 内の事業体を特定し、記述する。</p>	<p>ガイドライン M2E3-2-3-1 IAIG は、特定の事業体が、方針を遵守しているものの、他の大半の事業体とは大きく異なる理由を説明することができなければならない。</p>
<p>パラメータ M2E3-2-4 グループワイドの ERM 方針は、異なった管轄区域および異なった規制環境で業務を遂行するリスクに対処し、様々な事業体を通じての業務を取り扱う。</p>	
<p>パラメータ M2E3-2-5 IAIG は、IAIG の構造および / または戦略の重要な変更を、この変更に従ってグループワイドの ERM 方針を最新化し、年次で正式なレビューを行うことによって反映する。</p>	
<p>パラメータ M2E3-2-6 グループワイドの ERM 方針は、資産・負債管理 (ALM) 活動の性質、役割および範囲、ならびに ALM 活動の商品開発、プライシング機能および投資管理との関係を明確に規定した明示的な ALM 方針を含める。</p>	<p>ガイドライン M2E3-2-6-1 IAIG は、異なる管轄区域内の資産と負債の取扱いに適用される法的規制を考慮すべきである。</p> <p>保険法人 / 事業部門ごとのアプローチの差異は、文書化されるべきである。</p>
<p>パラメータ M2E3-2-7 グループワイドの ERM 方針は、IAIG の投資活動の性質、役割および範囲を規定した明示的な投資方針を反映し、明示的なリスク管理の手続き、限度額およびその他の要件を定める。</p>	

<p>パラメータ M2E3-2-8          グループワイド ERM 方針には、IAIG にとって重要性が高く、重大な結果をもたらすグループ内取引を記録するメカニズムを規定した、明示的なグループワイドのグループ内取引（IGT）方針が含まれる。</p> <p>IGT 方針では、グループ内取引から発生するリスクが考慮され、それらに対して適切な定性的および定量的な制約が課される。</p>	<p>ガイドライン M2E3-2-8-1          グループ内取引およびエクスポージャには、以下が含まれる場合があるが、これらに限定されるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 貸付</li> <li>- 保証</li> <li>- 偶発資本の発行</li> <li>- 配当金の支払</li> <li>- 費用分担の仕組み</li> <li>- サービス契約</li> <li>- 経営協定および業務委託</li> <li>- 再保険</li> <li>- IAIG 内の異なるセクターの金融サービス事業体間の取引</li> <li>- 持分保有</li> </ul>
	<p>ガイドライン M2E3-2-8-2          連結ベースまたは他の合算ベースでは、グループ内取引の IAIG へのリスクは、明らかではない場合がある。グループ内取引に関する IAIG のリスク評価では、特に以下が検討されるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 資産および資本の可動性および代替可能性</li> <li>- リスクの相関および集中</li> <li>- 事業体間へのリスクの再配分およびリスク緩和方法に必要な時間を含む、実務的な事項</li> <li>- グループ内の波及経路</li> </ul>
	<p>ガイドライン M2E3-2-8-3          IAIG は、IAIG の一部分における悪評、業績低迷または業務上の不備のために、IAIG の他の部分による支援の引揚げのリスクを認識し、考慮すべきである。</p>

	<p>ガイドライン M2E3-2-8-4 IAIG は、個別事業体が従事し、グループのリスクプロファイルを変化させる場合がある財務上またはその他の活動（満期のミスマッチの創生、証券貸出など）に、特に留意するべきである。例えば、証券貸出取引においては、グループワイド ERM 方針が、高品質資産を低品質資産とスワップしてはならない旨、担保の提供には適切な取決めが行われる旨、あるいはスワップされた資産が IAIG のリスクプロファイルを大幅には増加させない旨を規定している場合がある。</p>
	<p>ガイドライン M2E3-2-8-5 IAIG は、IAIG 全体にわたる外部当事者に対するエクスポージャの合算を考慮すべきである。</p>
<p><b>ComFrame スタンドアード M2E3-3</b> IAIG は、ERM フレームワーク内に、グループワイド・ベースでリスクを特定し、測定し、報告し、管理する効果的な手段を定める。</p>	
<p>パラメータ M2E3-3-1 IAIG の ERM フレームワークは、少なくともクロスボーダーの状況における以下のリスクおよびこれらのリスク管理を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険リスク</li> <li>- 市場リスク</li> <li>- 信用リスク</li> <li>- 流動性リスク</li> <li>- 集中リスク</li> <li>- オペレーショナル・リスク</li> <li>- グループリスク（波及および風評リスクを含む）</li> <li>- 戦略リスク</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E3-3-1-1 この文脈において、クロスボーダーとは、様々な管轄区域を超えて事業を行うことにより IAIG に影響を与える可能性があるリスクの合算または統合を意味する。IAIG は、グループ内依存および分散に注意し、それに応じてリスク許容限度を調整すべきである。特に、グループ内再保険契約の重要性および集中リスクの重要度は、外部との取決めの重要性および集中リスクの重要度とは性質が異なり、異なった条件を含んでいる。</p>

<p>– 詐欺リスク</p> <p>これらのリスクの測定の際に、IAIG は、再保険を含むリスク軽減技法の適用を考慮に入れた正味リスクも考慮する。</p>	
	<p>ガイドライン M2E3-3-1-2</p> <p>IAIG は、リスクの軽減において IAIG 内で再保険者がどのように使用されるかを記載すべきである。特に注意すべきことは、これらの再保険者の破綻がこれらの便宜を使用する様々なグループ事業体のソルベンシーポジションおよび IAIG それ自体に与えるドミノ効果である。</p>
<p>パラメータ M2E3-3-2</p> <p>IAIG の ERM フレームワークは、上記のリスクとその相互依存性を、個別および合算レベルの両方において、継続的に特定、測定および報告するために必要なグループワイドの戦略、プロセスおよび報告手続きから構成される。</p>	<p>ガイドライン M2E3-3-2-1</p> <p>IAIG は、最新の、十分に情報を得た、包括的な情報に基づいて、(潜在的な)再保険の安定性を評価する確立されたプロセスを整備すべきである。</p>
<p>パラメータ M2E3-3-3</p> <p>IAIG は、リスクを測定するために、IAIG が明確に異なるセクター、管轄区域および経済環境でのグループの業務で直面するリスクを考慮に入れた経済資本モデルを構築し、維持する。</p>	<p>ガイドライン M2E3-3-3-1</p> <p>経済資本モデルは、以下のような技法に基づくべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>– インプットデータに対する統制プロセスを実証する。</li> <li>– 合理的に予見可能な範囲で、IAIG がさらされている、またはさらされる可能性のある困難な状況において必要な資本の額を推定する。</li> </ul> <p>経済資本モデルは、主要な経営上の意思決定を推進または検証するために使用され、株主資本への注目度を高めることに焦点を当てる。</p>

<p>パラメータ M2E3-3-4 IAIG は、経済資本モデルのアウトプットおよび規制上の所要資本を資本計画のインプットとして使用し、資本計画は少なくとも IAIG の事業計画期間を対象とする。</p>	
<p>パラメータ M2E3-3-5 IAIG は、適切な手段を使用して、一貫した、信頼できる正当な方法でリスクを格付けし、定量化する。</p>	<p>ガイドライン M2E3-3-5-1 適切な手段には、経済資本モデルの使用が含まれる。</p>
<p>パラメータ M2E3-3-6 IAIG のリスクの特定と測定には、ストレス・テスト(およびリバース・ストレス・テスト) および IAIG によって特定されたシナリオを使用したシナリオ分析が含まれる。IAIG は、非規制事業活動から生じるリスクおよび国際的活動から生じるリスクを含むグループリスクを、IAIG が事業を営む様々な管轄区域のリスクの主要な相違および潜在的な波及リスクに注意して把握する。</p>	<p>ガイドライン M2E3-3-6-1 ストレス・テストおよびシナリオ・テストは、IAIG 自身のリスクプロファイルを反映するべきであり、ストレス下の状況における、保険法人/グループの財務力を評価する際に使用される ERM の重要な要素である。ストレス・テストは、主として定量的な性質であるが、主な前提条件および利用可能なデータ(の限界)など、重要な定性的な構成要素に基づくものである。</p> <p>IAIG は、ストレス・テストおよびシナリオ・テストに関連した方法論、主な前提条件および限界を文書化し、これらを内部およびグループワイド監督者に対して伝達すべきである。</p>
	<p>ガイドライン M2E3-3-6-2 IAIG は、IAIG のビジネスモデルに悪影響を与える可能性がある再保険または大規模災害市場におけるストレスを識別するべきである。</p>

**ComFrame スタンダード M2E3-4**

**スタンダード 16.11**

「監督者は、保険者が、自社のリスク管理および現在と近い将来のソルベンシーポジションに関する十分性を評価するために、自社リスクおよびソルベンシー評価（ORSA）を定期的実施することを要求する。」

IAIG は、グループワイドの自社リスクおよびソルベンシー評価を実施し、IAIG 全体のソルベンシーを監視し、管理する。

**パラメータ M2E3-4-1**

IAIG は、以下の事項を考慮する定性的および定量的の両方のアプローチを使用して、グループワイドの自社リスクおよびソルベンシー評価を実施する。

- グループの法的構造および経営構造
- 資本の移動に対する制約
- グループワイドの経済資本モデル
- リスクの合算
- 管轄区域間の資産譲渡性および資本の代替可能性
- 経済資本モデルのアウトプットと規制上の所要資本の両方

**ガイドライン M2E3-4-1-1**

自社リスクおよびソルベンシー評価は、IAIG の構造および IAIG がどのように経営されているかによって大部分が決定されるべきである。分散化された環境における業務では、グループワイドの自社リスクおよびソルベンシー評価は、すべての保険法人の自社リスクおよびソルベンシー評価をグループという状況において考慮に入れるべきである。

IAIG は、内部経営目的のために自社リスクおよびソルベンシー評価を保険法人レベルで実施する場合があるが、このことによってグループワイドでの自社リスクおよびソルベンシー評価の実施が免除されるものではない。

**ガイドライン M2E3-4-1-2**

グループワイドの自社リスクおよびソルベンシー評価を実施する際に、IAIG は、IAIG の多様性を考慮することができなければならない。さらに、IAIG は、ストレス状況下でどのように分散化による利益が維持されるかを証明できなければならない。



<p>パラメータ M2E3-4-2          自社リスクおよびソルベンシー評価を通じて、IAIG は以下の事項をもたらす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG の全般的な財源の決定</li> <li>- リスク管理措置の根拠</li> <li>- 事業を継続できる能力の分析</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E3-4-2-1          自社リスクおよびソルベンシー評価は以下を含むべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 自己のリスク許容度と事業計画の下での、全般的な財源の決定および (IAIG 内の事業体、および適宜グループ全体に適用される) すべての監督要件を継続的に満たすことの証明</li> <li>- 経済資本、規制上の所要資本および財源を考慮したリスク管理措置、現行 (および合理的に予測可能な将来) の資本ベンチマークおよび規制上の所要資本を満たすための適格資本リソースの質および十分性の評価、ならびにグループワイド監督者 / 監督カレッジまたは IAIG が活動する個別の管轄区域によって定められた追加的な資本の必要性に対する根拠</li> <li>- IAIG による事業を継続する能力の自己分析、および事業を継続するために事業立案期間中に必要な財源</li> </ul>
<p>パラメータ M2E3-4-3          IAIG は、継続的に戦略的意思決定の際に、自社リスクおよびソルベンシー評価を考慮に入れる。</p>	
<p>パラメータ M2E3-4-4          自社リスクおよびソルベンシー評価において、IAIG は少なくとも以下のリスクを含む、合理的に予見可能で関連性のあるすべての重要なグループワイド・ベースでのリスクを考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険リスク</li> <li>- 市場リスク</li> <li>- 信用リスク</li> <li>- グループリスク</li> <li>- オペレーショナル・リスク</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E3-4-4-1          自社リスクおよびソルベンシー評価を実施する際に、IAIG は保険法人および非規制事業体を含むその他の事業体から発生するリスクを検討すべきである。</p> <p>検討することが重要な他のリスクの一部は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 流動性リスク</li> <li>- 戦略リスク</li> <li>- 風評リスク</li> </ul>



	<p>IAIG の ERM フレームワークが対象としているすべてのリスクが、必ずしも自社リスクおよびソルベンシー評価に組み込まれているわけではない。自社リスクおよびソルベンシー評価には、このような定量化可能なリスクと定量化不能なリスクの差異が、明示的に記載され取り上げられるべきである。</p>
<p>パラメータ M2E3-4-5 IAIG は、IAIG の戦略から生じるリスクを、自社リスクおよびソルベンシー評価の一環として特定し、考慮する。</p>	<p>ガイドライン M2E3-4-5-1 これらのリスクには以下が含まれるべきだが、これらに限定されるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG および事業体が事業実績の著しいまたは並外れた成長または変化を処理する能力</li> <li>- 計画された新規保険種目または新たな管轄区域での業務を管理するために必要な専門知識および資源</li> </ul>
<p>パラメータ M2E3-4-6 IAIG は、自社リスクおよびソルベンシー評価のアウトプットを、適宜修正して、グループワイド ERM 方針に利用する。</p>	

## モジュール 2 エlement 4

### 統合リスクマネジメント (ERM) 方針

#### ComFrame スタandard M2E4-1

##### Standard 15.5

「監督者は保険者に対し、自社が適切にリスクを評価し管理できる資産にのみ投資することを要求する。」

IAIG は、投資目標を明確に定義し、これらの目標が規制上の制約に準拠していることを確実にする、グループワイド投資方針を策定し、実施する。

##### パラメータ M2E4-1-1

グループワイド投資方針は、投資活動に適用される限度額またはその他の要件を規定する。

グループワイド投資方針は、IAIG の投資ポートフォリオ全体に適用され、以下を要求する。

- IAIG の投資は、IAIG の負債の性質に照らして適当であること。
- IAIG は、リスクを適切に評価し管理することができる資産のみに投資すること。

##### ガイドライン M2E4-1-1-1

IAIG は、負債の性質に照らして適当な投資を選択し、IAIG 内の事業体がこれらの投資からの手取金を使用して、保険契約者およびその他の債権者に支払期日が到来した時点で支払を行うことを可能にすべきである。

##### ガイドライン M2E4-1-1-2

支払を行う必要が生じた場合に、適時にかつ当該管轄区域内で資産が現金化できるように、通貨と投資のデュレーションが IAIG の負う負債の性格と一致するように十分に考慮されなければならない。

資産と負債の厳密な個別の対応は期待されないが、ポートフォリオは、IAIG がその債務を履行することを可能にするために十分な余裕と柔軟性を持つべきである。

<p>パラメータ M2E4-1-2 IAIG は、投資のリスクを評価し管理するために必要な必須知識および技能を利用できる。</p> <p>投資の管理に際しては、IAIG 全体としてのニーズに加え個々の保険法人のニーズに正当な注意を払う。</p>	<p>ガイドライン M2E4-1-2-1 IAIG が投資の全部または一部を内部的に管理する場合、投資管理機能は、必須の知識および技能を備えるべきである。</p> <p>外部投資顧問/マネージャーを利用する場合には、IAIG は、これらの当事者の知識が豊富で、IAIG の投資を管理するために必須の技能を備えていることを判定する責任を負う。</p>
<p>パラメータ M2E4-1-3 IAIG は、信用格付機関への過度の依存を避け、自らのデュー・ディリジェンスを行う。</p>	<p>ガイドライン M2E4-1-3-1 IAIG は、独自のリスク評価に達するために各種の情報源および自社の専門知識を利用して、投資の取引相手の信用状態を評価するための方法を規定するべきである。</p>
<p>パラメータ M2E4-1-4 グループワイド投資方針は、グループ内出資の性質と合計額に関する限度を規定する。</p>	<p>ガイドライン M2E4-1-4-1 このような出資に関する限度は、以下を考慮するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 流動性の欠如</li> <li>- 波及リスクまたは風評リスク</li> <li>- 評価の不確実性</li> <li>- 事業体の利用可能な資産の潜在的な質の劣化</li> </ul>
<p><b>ComFrame スタンドアード M2E4-2</b></p> <p><b>IAIG のグループワイド投資方針は、投資の質に関する判定基準を規定する。</b></p>	
<p>パラメータ M2E4-2-1 グループワイド投資方針は、信用度の低い投資または安全性の評価が困難な投資の選定および/またはエクスポージャを取り上げる。</p>	<p>ガイドライン M2E4-2-1-1 グループワイド投資方針は、信用度の低い資産への投資に関する、異なった管轄区域の監督上の要件を考慮すべきである。</p>

<p>パラメータ M2E4-2-2 IAIG は、グループワイド投資方針に照らして、特定の投資に対する不適切な水準のエクスポージャを特定するために、投資をグループワイド・ベースで監視する。</p>	<p>ガイドライン M2E4-2-2-1 グループワイド・エクスポージャの限度超過またはその他の不順守は、統治機関に定期的に報告されるべきである。</p> <p>統治機関への報告には、限度内であっても、当該投資の価値または流動性が劣化した場合に、IAIG 内で財務的な困難を生み出すおそれのあるエクスポージャも含まれるべきである。</p>
<p>パラメータ M2E4-2-3 グループワイド投資方針は、保険契約者および債権者に対して期限到来時に支払を行えるように、投資ポートフォリオの流動性および所在地について最低要件を定める。</p>	<p>ガイドライン M2E4-2-3-1 IAIG は、投資ポートフォリオの流動性の最低要件を決定する際に、ストレス下の状況における流動性の必要性、資産譲渡性および資本の代替性を考慮すべきである。</p>
<p>パラメータ M2E4-2-4 グループワイド投資方針は、資本および資産のクロスボーダーの移転への潜在的な法的および実務的な障害、ならびにこれらの障害が特にIAIG がストレス下に置かれている状況、およびグループ内の1事業体または複数の事業体の清算時において及ぼす可能性のある潜在的な影響を考慮に入れる。</p>	<p>ガイドライン M2E4-2-4-1 IAIG は、ある管轄区域から他の管轄区域への資本および資産の移転に適用される具体的な法制上の制約、ならびに事業体の経営破綻または清算の場合に適用される追加的な制約がある場合は、その制約を文書化すべきである。</p> <p>IAIG はまた、平常時およびストレス時にクロスボーダーの資産および資産の移転を行うために講じられる措置に関する手続を文書化すべきである。</p>
<p>パラメータ M2E 4 -2-5 グループワイド投資方針は、資産が適切に分散され過度の集中を回避するように、限度額またはその他の要件を定める。</p>	<p>ガイドライン M2E4-2-5-1 IAIG は、以下の過度の集中を避けるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 資産の種類</li> <li>- 発行体 / 取引相手または発行体 / 取引相手の関連会社</li> <li>- 市場</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 業界</li> <li>- 地域</li> </ul>
<b>ComFrame スタンダード M2E4-3</b>	
<b>IAIG のグループワイド投資方針は、複雑な資産クラス、透明性の低い資産クラス、および管轄区域ベースで緩和されたガバナンスまたは規制の適用を受ける市場または商品を取り上げる。</b>	
<b>パラメータ M2E4-3-1</b> グループワイド投資方針は、複雑な、透明性が低い資産または適用されるガバナンスもしくは規制が緩和されている資産に対する投資について、定量的および定性的要件を定める。	<b>ガイドライン M2E4-3-1-1</b> 例えば、IAIG は、複雑な投資について商品の種類ごとに投資限度を設定する可能性、またはデリバティブ商品を利用できる状況を概括した方針を定める可能性がある。
<b>パラメータ M2E4-3-2</b> IAIG による投資は、関連するリスクの性質、規模および複雑性の評価が可能なように、十分に透明性が高い。	<b>ガイドライン M2E4-3-2-1</b> IAIG は、透明性が低い資産のリスクプロファイルを評価すべきである。IAIG は、投資の基礎的なエクスポージャーならびに投資構造によって引き起こされ、投資構造に固有の追加的リスクを検討すべきである。
	<b>ガイドライン M2E4-3-2-2</b> 仕組投資商品およびデリバティブの評価のための独自の方法を開発する際に、IAIG は、信用リスクおよび市場リスクを含む基礎的なリスクならびに信用格付機関からの評価などの他の分析を考慮すべきである。
<b>ComFrame スタンダード M2E4-4</b>	
<b>IAIG は、グループワイドの保険の引受方針を整備する。</b>	

<p>パラメータ M2E4-4-1 グループワイド保険引受方針は、以下の事項を取り上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG のリスク選好およびリスク許容度の水準に従った IAIG の保険の引受リスクを負う意欲</li> <li>- 保険の引受けによって負うリスクの性格</li> <li>- 特定の種類のリスクの合算での限度額</li> <li>- グループワイドの保険引受方針と IAIG の再保険 / リスク移転戦略との相互作用</li> <li>- リスクのプライシングと保険料設定機能の相互作用</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E4-4-1-1 引き受けるリスクの性質および金額を取り上げる際に、グループワイドの保険引受方針は最低限以下の事項を対象としなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG およびその保険法人が積極的に引き受ける保険の種類</li> <li>- 関連するエクスポージャ限度額（地域別、取引相手別、経済セクター別）</li> <li>- 保険引受について承認権限を設定するプロセス（これは IAIG においては個々の保険引受担当者ではなく、保険法人で取り上げられる場合もある。）</li> </ul>
	<p>ガイドライン M2E4-4-1-2 グループワイドの保険の引受方針は、以下を含むべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険引受ポートフォリオにおいて新たに発生しつつあるリスクの分析</li> <li>- 新たに発生しつつあるリスクが保険引受実務の修正の際に考慮されることを確実にするフィードバック・ループ</li> </ul>
	<p>ガイドライン M2E4-4-1-3 特定の種類のリスクについての合算での限度額の設定に際して、最終的に IAIG の貸借対照表によってリスク許容度のレベルを超えてリスク負担が行われないことを確実にするために、IAIG の再保険プログラムの設計が考慮されなければならない。</p>
	<p>ガイドライン M2E4-4-1-4 グループワイド保険引受方針は、再保険 / リスク移転戦略との相互作用を記述し、特定の商品クラスまたは特定のリスクと再保険カバーの利用可能性との関係の詳細を含むべきである。</p>

## ComFrame スタンダード M2E4-5

IAIG は、グループワイドの保険金請求管理方針を整備する。

### パラメータ M2E4-5-1

グループワイド保険金請求管理方針は、以下を通じて風評リスクを管理する手続きを定める。

- 損害査定についての権限移譲
- 保険金請求を承認または拒絶する判断基準
- 保険金請求を個別事業体の上位レベルでの処理事項とする手続き

### ガイドライン M2E4-5-1-1

損害査定についての権限移譲は、事業体の上級管理職レベルまたはIAIG内の事業部門などのIAIG内の上層レベルで行われる場合がある。その先の権限移譲は現地上級管理職の裁量に委ねられることになるだろうが、これはグループワイドの枠組みの範囲内で行われ、適切な統制と行われた決定に対する責任を確実にするべきである。

### ガイドライン M2E4-5-1-2

保険金請求を承認するか拒絶するかの判断基準は、個々の管轄区域の法的要件の多大な影響を受ける可能性が高い。だがIAIGは、発生した保険金請求を管理し、IAIGが営業する市場における評判を保護するために、保険金請求を承認するか拒絶するかの一般的グループワイド方針を有するべきである。

### ガイドライン M2E4-5-1-3

保険金請求データを事業体レベルからグループレベルの処理事項とする手続きは、グループワイドのリスク管理の責任を負うグループ事業体への、保険金請求金額の突然の増加、査定の遅延および拒絶に関する情報の伝達を規定するべきである。



<p>パラメータ M2E4-5-2 グループワイドの保険金請求管理方針は、以下を規定することを通じて IAIG の貸借対照表への潜在的な影響に対処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 損害見積りおよび査定の手続き</li> <li>- グループワイドの保険引受方針および再保険 / リスク移転戦略へのフィードバック手続き</li> <li>- グループでの分析のための保険金請求データの報告手続き</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E4-5-2-1 損害査定手続きは、一般的レベルでの損害の見積りおよび調査の手続きを含み、事業体または事業部門レベルでより詳細な形式で実施されるべきである。明確で一貫性のある損害見積りプロセスは、発生済保険金請求額として IAIG の貸借対照表で報告される金額を確定する際の重要な要素である。</p>
	<p>ガイドライン M2E4-5-2-2 損害見積りおよび査定のプロセスは、グループワイド保険引受方針および再保険 / リスク移転戦略にフィードバックされる、保険金請求トレンドの分析を含むべきである。</p>
<p><b>ComFrame スタandard M2E4-6</b></p> <p><b>IAIG は、グループワイド保険負債評価方針を整備する。</b></p>	
<p>パラメータ M2E4-6-1 グループワイド保険負債評価方針は、グループ全体を通じて遵守される基準を規定する。グループワイド保険負債評価方針には、最低限以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 評価に使用される仮定を決定するためのフレームワーク</li> <li>- 保険負債総額を算出する方法</li> <li>- IAIG の再保険戦略の下での再保険プログラムの設計を考慮に入れ、グループワイド・レベルで未収再保険金を算出する方法</li> <li>- IAIG 内でのデータの質の基準</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E4-6-1-1 保険法人レベルでは、管轄区域の要件に準拠するために相違が存在する場合がある（報告において等）。グループワイドの保険負債評価方針は、内部経営管理目的と報告およびディスクロージャ目的の両方のグループワイド報告要件に焦点を当てるべきである。</p>



ガイドライン M2E4-6-1-2

評価に使用される仮定を決定するためのフレームワークは以下を含むべきである。

- IAIG / 保険法人の実際の経験値を仮定の決定に組み込むプロセス
- IAIG が特定の保険種目または市場で、評価上の仮定を策定するために十分な直接の経験値を持たない場合に、仮定を作成するプロセス

**ComFrame スタンドアード M2E4-7**

**スタンダード 13.1**

「監督者は、出再者が事業の性質、規模、および複雑性に見合った再保険とリスク移転戦略を持ち、そしてそれらが全体的な引受戦略、リスク管理戦略および資本管理戦略の一環であることを要求する。監督者はまた、このような戦略を確実に実施し遵守するためのシステムと手続きを出再者が整えていること、さらにそのリスク移転取引に関する適切なシステムと統制を導入していることを出再者に要求する。」

**IAIG は、グループワイドの再保険およびリスク移転戦略を整備する。**

**パラメータ M2E4-7-1**

- グループワイド再保険戦略は、以下の事項を取り上げる。
- グループワイド保険引受方針と IAIG の再保険戦略との相互作用
  - IAIG のリスク選好およびリスク許容度のレベルが、限度総額および正味保有額の両方でどのように達成されるか
  - 再保険取引について承認された安全性基準および個別の再保険者または複数の関連した再保険者に対するエクスポージャ総額基準を含む、IAIG の再保険者の信用リスクに対する選好度
  - 個々の保険法人に自己の責任で何らかの再保険契約を締結する権限が与えられている場合、グループワイドとの関連におけるこれらのエクスポージャの管理
  - 再保険者からの報告要求を含む未収再保険金の管理手続き
  - グループ内再保険戦略および慣行

**ガイドライン M2E4-7-1-1**

グループワイド保険引受方針と IAIG の再保険戦略との相互作用において検討すべき重要な事項は、引き受けたリスクとこれらのリスクをカバーする再保険契約の条件との間のあらゆる重要な差異である。特に、IAIG が発行した保険契約とこれらのリスクをカバーする再保険契約との間での免責条項におけるあらゆる重要な差異は対処されなければならない。契約上の条件に重大な差異がある場合、これらは IAIG のリスク許容度のレベルとの関連で検討されるべきである。

	<p>ガイドライン M2E4-7-1-2 再保険取引の承認された安全基準の策定の際に、グループワイド ERM フレームワークに規定された信用リスクへの全般的なアプローチが使用されるべきである。</p>
	<p>ガイドライン M2E4-7-1-3 個別保険法人が自己の責任において再保険契約を締結する権限を与られている場合、任意再保険契約が現地で管理される方法、および、特に個別の再保険者および複数の関連した再保険者に対するエクスポージャ基準に関して、それがどのように IAIG の再保険戦略と結びつくかが検討されるべきである。 ¥</p>
<p>パラメータ M2E4-7-2 IAIG の再保険戦略は、資本市場リスク移転商品を含む代替的リスク移転の使用を対象とする。</p>	
<p><b>ComFrame スタンダード M2E4-8</b></p> <p><b>IAIG は、グループワイドの保険数理方針を整備する。</b></p>	
<p>パラメータ M2E4-8-1 IAIG のグループワイド保険数理方針は以下についての手続きを規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループワイド・レベルでのテクニカルプロビジョンの計算のとりまとめ</li> <li>- グループワイド・レベルでの未収再保険金の計算のとりまとめ</li> <li>- テクニカルプロビジョンの計算における方法および使用された基礎となるモデルならびに仮定の適切性の評価</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E4-8-1-1 テクニカルプロビジョンの計算における方法および使用された基礎となるモデルならびに仮定の適切性を確保するプロセスは、グループワイド保険負債評価方針についての助言の提供および同方針の遵守の評価を含むいくつかの手段により達成し得る。</p>

	<p>ガイドライン M2E4-8-1-2 IAIG のグループワイド保険数理機能が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険法人の 1 社または IAIG 全体のソルベンシー、準備金または財務状況に重大な悪影響を及ぼすまたはその可能性が高い事項、または、</li> <li>- 保険法人の 1 社または IAIG 全体が、適用される管轄区域の要件を遵守しない、またはその可能性が高いことのいずれかに気付いた場合、</li> </ul> <p>当該保険数理機能は、適切な措置が講じられるように、統治機関および/または関連する取締役会または保険法人レベルでの統制機能に携わる重要人物に適宜連絡するべきである。</p>
<p>パラメータ M2E4-8-2 グループワイドの保険数理方針は、年次で意見（証明されているか否かにかかわらず）が統治機関に提供されることを要求する。このアクチュアリーの見解は将来志向であり、IAIG の最新の貸借対照表の範囲を超えたものである。アクチュアリーの見解は、少なくとも以下の事項を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- テクニカルプロビジョンの信頼性および十分性</li> <li>- テクニカルプロビジョンにおける再保険債権容認額の適切性</li> </ul> <p>アクチュアリーの見解は、非保険事業体および非規制事業体に対する考慮も含む。</p>	<p>ガイドライン M2E4-8-2-1 IAIG は、個別保険法人が現地で提出した基礎となるアクチュアリーの見解を、統治機関への年次でのアクチュアリーの見解へのインプットとして使用する可能性がある。</p> <p>年次のアクチュアリーの見解で取り扱われる可能性のある事項の追加的な例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループ内のすべての保険法人で使用された仮定およびグループレベルで適用された連結/合算法</li> <li>- 各保険法人により現在推計の算定に使用された方法ならびにグループレベルで適用された連結/合算法</li> <li>- 各保険法人により現在推計を超えるマージン（MOCE）の算定に使用された方法ならびにグループレベルで適用された連結/合算法</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 評価に使用されたデータの利用可能性および適切性</li> <li>- 仮定および評価額と最近の実績の比較</li> <li>- 保険法人およびグループレベルの合算/連結の両方によって使用された現在推計の不確実性</li> <li>- 適当な部門レベルならびに保険法人レベルおよびグループレベルでのプライシングの適切性</li> <li>- IAIGの保険ポートフォリオのパフォーマンスならびに事業規模、エクスポージャ、事業構成およびプライシングの期中変動</li> <li>- グループワイド投資方針の下での資産・負債管理</li> <li>- 保険引受および保険金請求管理の戦略ならびにIAIGの全体的な財務状況および統治機関のリスク許容度を考慮した再保険/リスク移転契約の適切性および十分性</li> </ul>
	<p>ガイドライン M2E4-8-2-2</p> <p>IAIGは、最近の実績、グループワイド保険引受方針、グループワイド保険金請求管理方針、再保険戦略およびグループワイド投資方針を前提とした、IAIGの現在および将来の財務状況の分析を行うべきである。</p>

## モジュール 2 エLEMENT 5

### グループ資本十分性評価

#### 前書き

IAIS は、資本十分性評価の多くの構成要素について部分的に調整のとれたアプローチを目指している。したがって、管轄区域が一部の基準のみを導入することができるような内在的な柔軟性が存在する。

資本十分性評価にはいくつかの主要な手順がある。

- IAIG は、トータル・バランスシート・アプローチを使用し、適格資本リソースおよび資本ベンチマークの金額を算定する。
- 適格資本リソースは、金融商品およびオンバランスシートの金融商品以外の資本要素を考慮に入れて算定される。
- 資本ベンチマークは、複数の個別のストレスおよび / または深刻だが起こり得る有事のシナリオを使用して測定した IAIG が直面する主要な関連リスクの影響を含んだ、シナリオベースのアプローチを使用して算定される。
- グループの資本十分性評価は、適格資本リソースの金額を資本ベンチマークと比較することによって行われる。

適格資本リソース含まれるまたは除外される資本要素のレビューは、フィールドテスト・フェーズも継続され、その結果適格のコアおよび追加的資本要素が変更される可能性もある。

モジュール 3 において、グループの資本十分性の検査に使用される監督上のプロセスが示され、モジュール 2 において示されているグループ資本評価の枠組みの IAIG による適用のレビュー義務付けることになる。

#### ComFrame スタンダード M2E5-1

IAIG は、自らの資本十分性を、適格資本リソースと資本ベンチマークとを比較することによって評価する。

<p>パラメータ M2E5-1-1 IAIG は、以下の両方を資本ベンチマークと比較することによって資本十分性を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- コア資本リソース および</li> <li>- 資本リソース合計</li> </ul>	
<p><b>ComFrame スタンドアード M2E5-2</b></p> <p>資本十分性評価目的のために、IAIG はトータル・バランスシート・アプローチを適用し、IAIG がさらされているすべての重大なリスクを評価する。</p>	
<p>パラメータ M2E5-2-1 IAIG のトータル・バランスシート・アプローチには、グループの範囲内として定義されているすべての事業体が含まれる。グループ内事業体の取扱いは、その法規制上の立場によって異なる。</p>	<p>ガイドライン M2E5-2-1-1 資本十分性評価に使用されるアプローチは、連結ベースも事業体合算ベースもあり得る。</p>
	<p>ガイドライン M2E5-2-1-2 IAIG が、適格資本リソースおよび資本ベンチマークの計算からリスクベースの所要資本の対象である非保険金融機関を除外（連結からの除外または合算からの除外等）した場合、IAIG は、グループ資本十分性評価を実施するべきである。これは、非保険金融機関セクター固有の適格資本リソースおよび非保険金融機関セクター固有の所要資本を、本エレメントに基づいて算定される適格資本リソースおよび資本ベンチマークとそれぞれ合算することによって行われるべきである。</p>



---

	<p>全体としての資本十分性を評価する際に、IAIGはグループ内における資本の創出およびその他のグループとして考慮すべき事項について、適宜適切な修正を行うべきである。</p>
--	---

ガイドライン M2E5-2-1-3

グループの保険業務の評価は、IAIG の本社に、他の傘下の事業体とともに適用されるべきである。

資本十分性評価には、以下が適用されるべきである。

- 資本十分性評価には、保険法人、他の金融セクター事業体および関連非規制事業体の資本リソースおよびリスクが考慮に入れられる。
- 直接的な保険監督の対象である IAIG 内の保険法人については、適格およびその他の基準の資本リソースならびにシナリオベースの資本ベンチマークが資本十分性評価に使用される。
- 他の金融セクターにおける規制対象の事業体については、それぞれのセクターの資本リソースおよび資本ベンチマークは、他の金融監督者によって評価され、IAIG には比例配分ベースで考慮に入れられるべきである。例えば、事業体はシナリオベースのプロセスから除外される。
- 非規制事業体は、資本リソースまたはリスクが保険事業にとって重要である場合は、グループの資本十分性評価に含まれる。このようなリスクは、IAIG によって別個に、当該事業体の活動に関連した定量的ベースで評価される。重要とはみなされなかった場合、リスクは定性的ベースで考慮に入れられる場合がある。資本リソースは、IAIG によって比例的に考慮に入れられるべきである。
- IAIG 内の保険法人が、グループのリスク合計の大きな部分を占めていない状況があり得る。このような場合、シナリオベースのアプローチの下で資本ベンチマークを算定する際に、この事業体全体を除外すること、または単純化された調整係数を使用することが適当となり得るが、この理由で除外されたすべての事業体の合計がグループのリスク合計と比較して依然として重要性がないことが条件である。

	<p>ガイドライン M2E5-2-1-4            事業体アプローチには、以下の追加的な検討事項が当てはまる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループ内取引を含め、グループの一員であることから発生するリスクの影響</li> <li>- 各事業体に適用される評価基準は、グループ内で一貫している。</li> </ul>
<p><b>ComFrame スタンドアード M2E5-3</b></p> <p><b>IAIG は、そのすべての潜在的な資本リソースから、資本十分性評価目的上適格な金額を算定する。</b></p>	
<p>パラメータ M2E5-3-1            IAIG は、すべての潜在的な資本リソースの性質、質および適格性の評価に加え、適格要件ならびに特定の算入、除外、控除、調整および限度額の検討を通じて適格資本リソースの金額を算定する。</p>	<p>ガイドライン M2E5-3-1-1            資本リソースは、使用される評価方法に基づいて評価されるべきである。</p>
	<p>ガイドライン M2E5-3-1-2            これらのスタンダード、パラメータおよびガイドラインに含まれる資本からの除外は、関連する適格資本リソース要素の価値を修正して適用するか、または資本ベンチマークを算定する際に同等のシナリオに基づく影響を使用することによって適用すべきである。</p> <p>例えば、資産項目が適格資本リソースへの貢献から除外される場合、IAIG は以下を行う可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 資産の価値をゼロに修正（資産の償却）して対応する繰延税金（該当する場合）利益剰余金およびその他の影響を受ける勘定科目の修正を行って、貸借対照表を変換する。</li> </ul>

	<p>または、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 繰延税金控除後で資産の価値相当額を、適切な資本カテゴリーの関連する資本要素から減額する。例えば、当該除外は貸借対照表から引用された利益剰余金の金額からの控除として適用され、適格コア資本には、規制目的または資本評価目的以外で使用される貸借対照表に対して行われた対応する修正を行うことなく含まれる。</li> </ul> <p>または、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG の資本十分性評価の結果が大きく異ならないように、資本ベンチマークを増額する</li> </ul> <p>また、適格資本リソースの算定に使用された貸借対照表が当該資産を認識していないため、または認識していても価値をゼロとしているため、当該除外によっても修正の必要がない可能性もある。</p>
<p><b>ComFrame スタンダード M2E5-4</b></p> <p><b>IAIG は、適格資本リソース要素を、継続企業時および清算時におけるその損失吸収能力に基づいて、少なくとも 2 つの資本カテゴリー（コア資本と追加的資本）に分類する</b></p>	
<p>パラメータ M2E5-4-1</p> <p>IAIG のコア資本は、適格金融商品、ならびに財務強化に貢献する、継続企業期間中および清算期間中に損失を吸収する、または IAIG がストレス下にある期間を通じて他の方法で生存に貢献する、金融商品以外の資本要素で構成される。</p>	<p>ガイドライン M2E5-4-1-1</p> <p>コア資本は、IAIG の本社および IAIG 内の保険法人がストレス下の期間においても活動を継続することを可能にし、経営破綻の可能性を低減するべきである。継続企業として活動を継続する能力は、すべての最終的な保険契約者および債権者への債務を履行することを可能にする。</p>

<p>コア資本として適格な金融商品は、永久商品、利用可能、劣後であり、また無担保かつ株主持分またはメンバーの剰余金を減少させる強制的な分配の対象外である。</p>	<p>コア資本は、主に高品質の持分要素（例えば、普通株式および利益剰余金）で構成されるべきであり、IAIG がストレス下にある期間に容易に損失吸収に利用できない項目（例えば、強制的な固定費用が必要または永久ではない金融商品）は除外するべきである。IAIG がコア資本リソースを必要とする可能性が最も高い期間であるストレス時に、評価減の対象となるような特定の資産は、コア資本からは除外されるべきである。</p>
<p>パラメータ M2E5-4-2 IAIG の追加的な資本は、適格金融商品ならびに保険契約者、規制上の資本以外の証券保有者（NRC 債権者）および一部のその他の債権者を主に清算期間中に損失から保護する金融商品以外の資本要素で構成される。</p> <p>追加的な資本として適格な金融商品の主要な性格は、劣後性および利用可能性である。</p> <p>追加的な資本には、適格金融商品および、IAIG がストレス下にある期間に限定的な損失を吸収する能力を通じて財務強化に貢献するが、コア資本に含めるためには適格でない金融商品以外の資本要素も含まれる。</p>	<p>ガイドライン M2E5-4-2-1 追加的な資本により、IAIG は清算時に債務の支払が可能となるべきである。追加的な資本は、低質の金融商品および、例えば特定の種類のハイブリッド金融商品および劣後債などの、その他の資本リソース要素の形態をとるものを含むことができる。</p> <p>劣後性および利用可能性により、資本要素は清算時に損失を吸収することが可能となる。このことはまた、バッファを提供し、破綻処理時に保険契約者、NRC 債権者および一部のその他の債権者を保護する。</p> <p>NRC 債権者は、コア資本および追加的な資本に含めるために適格ではない金融商品の保有者である。</p>

### ComFrame スタンドアード M2E5-5

IAIG は、次の健全性上の質および適格性基準を考慮に入れて、その金融商品の損失吸収能力を評価する。永久性、利用可能性、劣後性ならびに、担保および強制的なサービシング・コストのいずれも存在しないこと。

#### パラメータ M2E5-5-1

IAIG は、以下の場合に金融商品をコア資本および追加的資本から除外する。

- 形式的にも実質的にも、ComFrame の本エlementにおけるすべての適用判定基準および要件を満たさない場合
- 当該商品が、その経済的実体に影響を及ぼすその他の関連取引または契約とともに考慮して、ComFrame の本エlementにおける適用判定基準および要件を満たさないと、合理的にみなされる可能性がある場合。

#### パラメータ M2E5-5-2

コア資本として適格な IAIG の金融商品は、固定された満期を持たない。

#### ガイドライン M2E5-5-2-1

コア資本として適格な金融商品は、事業サイクルを通じておよび IAIG がストレス下にある期間において、損失から保護するために利用可能でなければならない。

#### パラメータ M2E5-5-3

追加的資本として適格な IAIG の金融商品は、少なくとも 5 年の当初満期を有する。

#### パラメータ M2E5-5-4

IAIG は、追加的資本として適格な金融商品による保護が、満期が近づくにつれて限定的になることを認識する監督上の判定基準を遵守する。

#### ガイドライン M2E5-5-4-1

例えば、追加的資本として適格な IAIG の金融商品には、以下が必要である。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 満期直前の5年間は、定額法で償却される。</li> <li>または、</li> <li>- IAIG が資本ベンチマークに違反した場合、または当該商品が返済または償還されると違反となる場合に、返済または償還の停止が義務付けられる。</li> </ul>
<p>パラメータ M2E5-5-5 本エレメントの下での基準に対する評価目的のため、IAIG の金融商品の固定満期日は、以下のいずれか最も早い日と定義される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ステップアップを含め、当該商品を償還するインセンティブが最初に発生する日</li> <li>- 証券保有者の償還請求権の有効日 および</li> <li>- 発行体が契約によって商品を償還することが義務付けられている日</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E5-5-5-1 コア資本として適格な商品は固定満期日を持つことが認められないため、償還インセンティブを備えた金融商品は、定義により固定満期日を持っていることから、コア資本として適格ではない。</p> <p>償還インセンティブには、コールオプションに加えて、コールオプションが行使されなかった場合に当該商品を普通株式に転換する要件または投資家のオプションが含まれる。</p>
	<p>ガイドライン M2E5-5-5-2 ステップアップは、コールオプションと、当該商品の当初の信用スプレッドの将来日における予め設定された増加の組み合わせと定義される。固定利率から変動利率への転換（またはその反対）とコールオプションの組み合わせで、信用スプレッドの増加がない場合は、通常はステップアップにも償還インセンティブにもならない。</p>
	<p>ガイドライン M2E5-5-5-3 償還は、IAIG の選択による満期前のあらゆる時点における、金融商品に対する投資家の投資元本の返済である。</p>



	<p>ガイドライン M2E5-5-5-4 償還請求権は、金融商品の買戻しを IAIG に要求する権利（通常はいかなる時点においても可能）を当該金融商品の保有者に付与する。償還請求権は、返済請求権としても理解されている場合がある。</p>
<p>パラメータ M2E5-5-6 コア資本として適格な IAIG の金融商品には、保有者による償還請求権はない。</p>	
<p>パラメータ M2E5-5-7 コア資本として適格な IAIG の金融商品は、発行後最初の 5 年間、償還することはできない。</p>	<p>ガイドライン M2E5-5-7-1 コア資本として適格な金融商品は、発行後最低限の期間、損失からの保護に利用可能で、これにより IAIG の財務強化に貢献するべきである。</p>
<p>パラメータ M2E5-5-8 IAIG は、コア資本または追加的資本として適格な金融商品の償還の前に、関係監督者の事前のレビューまたは承認を受ける。</p>	<p>ガイドライン M2E5-5-8-1 IAIG は、関係監督者によって設定された償還の基準および条件を遵守するべきである。IAIG は、置換えまたは他の相殺する条件の履行を行わずに、不適当な時期に資本リソースを減額するべきではない。</p>
<p>パラメータ M2E5-5-9 コア資本として適格な IAIG の金融商品は、全額払込済である。</p>	<p>ガイドライン M2E5-5-9-1 払込の完了していない金融商品は、カウンターパーティ・リスクにさらされており、コア資本に含められるべきではない。</p>
<p>パラメータ M2E5-5-10 IAIG の追加的資本には、IAIG の裁量で任意の時点で適格追加的資本の金額を増加させる法的拘束力のある約定を含んだ、払込の完了していない金融商品が含まれる。</p>	

<p>IAIGの払込の完了していない適格金融商品は、資本ベンチマークの10%を超えない金額に限定される。</p>	
<p>パラメータ M2E5-5-11 IAIGの追加的資本として適格な払込の完了していない金融商品およびすべての「現物」(非現金)出資は、監督者によるレビューまたは承認を条件とする。</p>	<p>ガイドライン M2E5-5-11-1 一部の種類の現物出資は、不確実および/複雑な評価を必要とする可能性があり(不動産、仕組商品および非上場株式等)そのため、関係監督者によるレビューまたは承認を条件とすべきである。</p>
<p>パラメータ M2E5-5-12 コア資本または追加的資本として適格なIAIGの金融商品は、利用可能かつ劣後であり、担保によって効果が弱まっていることも非有効的となっていることもない。</p>	<p>ガイドライン M2E5-5-12-1 当該金融商品が判定基準を満たすことを妨げるような取決めまたは関連する取引が存在する場合、利用可能性および劣後性は阻害される場合がある。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 取決めにより、金融商品の保有者が、当該保有者に対する債権と相殺する権利または相殺もしくは純額決済する能力を与えられている場合、利用可能性は阻害されるおそれがある。</li> <li>- 金融商品の保有者が担保を保有している場合、または保有者が金融商品を清算期間中にIAIGに対する債務の金額と相殺するために使用できるような純額決済が取決めにより認められている場合、劣後性は阻害される場合がある。</li> </ul>
<p>パラメータ M2E5-5-13 コア資本および追加的資本として適格なIAIGの金融商品は、経営破綻時または清算時に保険契約者の権利に劣後する。</p>	

<p>パラメータ M2E5-5-14 コア資本および追加的資本として適格な IAIG の金融商品には、保険契約者の優先権を条件とする場合を除き、担保も供されておらず、IAIG または他の関連事業体による保証もされていない。</p>	<p>ガイドライン M2E5-5-14-1 保険契約者の優先順位は、資本証券保有者の利益のための保証または担保の取決めによって損なわれるべきではない。</p>
<p>パラメータ M2E5-5-15 IAIG は、コア資本として適格な金融商品についての分配を、デフォルト条項の行使または法的なインソルベンシーを引き起こすことなく、取り消すことができる。コア資本として適格な IAIG の金融商品についての分配は、非累積的である。</p>	<p>ガイドライン M2E5-5-15-1 担保および強制的なサービシング・コストがないということは、金融商品について、費用、請求またはその他の障害がなく、保有者が強制的な支払を受ける権利を含まない程度を指す。</p>
	<p>ガイドライン M2E5-5-15-2 分配の例としては、配当および額面利息の支払があげられる。</p> <p>コア資本として適格な金融商品に固定サービシング・コスト（固定利払いおよび元本返済を含む）が存在することは、継続企業ベースで損失を吸収する IAIG の能力に影響を及ぼすおそれがある。例えば、サービシング・コストの支払いにより IAIG が資本ベンチマークを下回る事となる場合、このことは経営破綻を加速させるおそれがある。</p>
<p>パラメータ M2E5-5-16 IAIG は、追加的資本として適格な金融商品についての分配を延期する能力を持つ。</p>	<p>ガイドライン M2E5-5-16-1 IAIG は、追加的資本として適格な金融商品についての分配を、デフォルト条項の行使または法的なインソルベンシーを引き起こすことなく、延期させることができなければならない。延期された分配は、累積的であることができる。</p>

<p>パラメータ M2E5-5-17 コア資本および追加的資本として適格な IAIG の金融商品の分配の水準は、発行体の信用状態に関係も連動もしていない。</p>	<p>ガイドライン M2E5-5-17-1 発行体の財務状況に連動する分配は、発行体の財務状況が悪化するにつれて分配金額が増加するため、経営破綻を加速させる場合がある。</p>
<p>パラメータ M2E5-5-18 追加的資本として適格な IAIG の金融商品は、破産、経営破綻、清算または会社整理の場合を除き、保有者に、将来に予定されている元本または利息の支払を前倒しさせる権利を付与しない。</p>	
<p><b>ComFrame スタンドガード M2E5-6</b></p>	
<p><b>IAIG は、金融商品以外の資本要素の、継続企業ベースおよび清算ベースの両方で損失を吸収する能力を評価する。</b></p>	
<p>パラメータ M2E5-6-1 IAIG は、事業からの純利益で、株主およびメンバーに分配されずに IAIG に留保された部分を、コア資本に含める。</p>	
<p>パラメータ M2E5-6-2 IAIG は、事業以外の源泉から得た金額で、株主およびメンバーに分配されずに IAIG に留保された部分を、コア資本に含める。</p>	<p>ガイドライン M2E5-6-2-1 この資本要素は、通常貸借対照表上、払込剰余金として表示される。  事業以外からの収入には、例えば企業が株式を額面金額以上で発行することによって受け取る収入が含まれる。</p>
<p><b>ComFrame スタンドガード M2E5-7</b></p>	
<p><b>IAIG の資本リソースとして適格な金額は、一部の資本要素の評価または認識の基準が、資本十分性評価目的上適切ではない場合があることを反映するための、加算および減算を適用した結果として算定される。</b></p>	

<p>パラメータ M2E5-7-1 IAIGのコア資本からは、のれん代および無形資産(コンピューター・ソフトウェア無形資産を含む)の金額は除かれる。</p>	<p>ガイドライン M2E5-7-1-1 のれん代および無形資産(コンピューター・ソフトウェア無形資産を含む)は、IAIGがストレス下にある期間に評価減の対象となる場合があり、そのためコア資本からは除外される。</p> <p>その他の無形資産の例としては、商標権、販売チャネルおよび顧客リストがあげられる。</p>
<p>パラメータ M2E5-7-2 IAIGの追加的資本には、コンピューター・ソフトウェアの金額のうち清算時に実現可能と判定された部分が含まれる。</p> <p>追加的資本で認識された金額は、当該ソフトウェアの耐用年数を超えない期間にわたり償却される、あるいは代替的に当該金額に伴うリスクに係る賦課が資本ベンチマークにおいて捕捉される。</p>	<p>ガイドライン M2E5-7-2-1 清算プロセスにおいて、コンピューター・ソフトウェアに実現可能な価値があり、その手取金が保険契約者の保険金請求への支払いに使用できる可能性があるとして判定される場合がある。これに基づいて、一部のソフトウェアは追加的資本に含めることができる。</p> <p>追加的資本に含められるコンピューター・ソフトウェア無形資産の金額は、最新見積実現可能価額を超えることがあってはならない。また、コンピューター・ソフトウェア無形資産の価値は時の経過に従って減少する可能性が高いことを考慮して、算入される金額は償却されるべきである。代替的に、追加的資本に含められた金額についてのリスクに係る賦課を資本ベンチマークに含めることもできる。</p>

<p>パラメータ M2E5-7-3 IAIGのコア資本は、繰延税金負債控除後の繰延税金資産の金額を除いているが、繰延税金資産の価値は、IAIGが将来に利益を計上することに依存している。</p>	<p>ガイドライン M2E5-7-3-1 一部の繰延税金資産の固有の価値は、IAIGが将来に利益を計上して支払う必要のある税金を減額する範囲のみで有効である。繰延税金資産は、未使用の繰越欠損から発生することも、一時的(期間)差異によることもある。繰延税金資産のうちその実現がIAIGの将来の利益の創出に左右されるものは、IAIGがストレス下にある際に評価減の対象となり、したがって、繰延税金資産の金額はコア資本から除外される。繰延税金資産のうちその実現が将来の利益に依存しないものは評価減される可能性が低く、その金額は関連監督者が設定した限度額までコア資本に含めることができる。</p> <p>将来の利益に依存する繰延税金資産の金額を認識することは、IAIGがストレス下にある際に繰延税金資産の金額が評価減されるおそれがあり、また経営破綻を引き起こすまたはその一因となるおそれがあるため、健全ではない。IAIGが将来の多くの期間に利益を計上する能力またはIAIGが継続企業として存続する能力に関して不確実性がある場合には、特にそうである。</p>
<p>パラメータ M2E5-7-4 IAIGは、IAIGが将来に利益を計上することに依存し、コア資本から除外された繰延税金資産の金額の一部を繰延税金負債控除後で、清算時に当該繰延税金資産に実現可能価値があると判定された範囲内で追加的資本に含める。</p>	<p>ガイドライン M2E5-7-4-1 (経営破綻後の)清算プロセスにおいて、繰延税金資産に、繰延税金負債控除後で実現可能な価値があり、その価値が保険契約者の保険金請求への支払いに使用できる可能性があるとして判定される場合がある。これに基づいて、一部の金額は追加的資本に含めることができる。</p> <p>追加的資本に含められる繰延税金負債控除後の繰延税金資産は、最新の見積実現可能価値を超えることがあってはならない。</p>



<p>パラメータ M2E5-7-5 IAIG は、自らが直接保有している自己株式の金額を、対応するレベルのコア資本または追加的資本から除外する。</p>	<p>ガイドライン M2E5-7-5-1 IAIG は、自己株式を貸借対照表上で資産計上した場合に、資本をダブルカウントすることになる。自己株式の保有は、事業または保険金請求の支払のために利用可能な資産の金額を増加させることなしに、資産が負債を超過する額を増加させる。</p>
<p>パラメータ M2E5-7-6 IAIG のコア資本からは、繰延税金負債控除後の各年金制度資産の額は除外される。これらの年金制度資産は、継続中の事業における自社使用のために容易かつ迅速には利用可能とならない。</p>	<p>ガイドライン M2E5-7-6-1 年金制度の積立超過により貸借対照表に計上される資産は、制約の対象となる場合があり、継続中の事業における使用のために容易に引き出すことはできない場合がある。</p> <p>IAIG が年金制度積立超過資産を容易かつ迅速に利用することができることを実証するためには、IAIG は当該資産に対して明確な権利を有し、制約も拘束もなく利用が可能であることを実証できなければならない。裏付け証拠には、とりわけ、独立した立場からの法務意見ならびに年金制度加入者および年金制度監督者からの事前承認が含まれ得る。</p>
	<p>ガイドライン M2E5-7-6-2 清算時に、コア資本から除外された正味年金制度資産が実現可能価値を持つと判定される場合がある。これに基づいて、コア資本から除外された年金制度資産の額はその 50% を上限に、追加的資本に含めることができる。</p>
<p>パラメータ M2E5-7-7 非適格再保険とみなされる取決めから発生する再保険資産の額は、負債をカバーするための担保が供されている範囲を除き、IAIG のコア資本からは除外される。</p>	<p>ガイドライン M2E5-7-7-1 非適格再保険には、例えば、管轄区域において未認可、未公認、未承認または未登録の再保険者との契約および十分なリスク移転が含まれていない契約が含まれる。</p>



<p>再保険カバーの発効日から6ヶ月間の猶予期間を条件とした、署名され法的拘束力のある書面による契約ではない再保険の取決めの額は、コア資本から除外される。</p>	<p>コア資本に含めるために適格とするためには、再保険契約は、再保険カバーの発効日後6ヶ月間の猶予期間内に締結されなければならない。</p>
<p>パラメータ M2E5-7-8 IAIGのコア資本からは、担保に供された資産で関連する負債の額を超過する額を除外する。</p>	<p>ガイドライン M2E5-7-8-1 資産が借入または他の契約のための担保の形態で使用されている場合、このことは支払優先順位を変更する可能性がある。したがって、このような資産は優先順位を持つ可能性があり、清算期間中に他の請求に対する支払いには利用できない場合がある。</p>
<p><b>ComFrame スタンダード M2E5-8</b></p> <p>IAIG は、限度額の範囲内で適格資本リソースの額を決定する。</p>	
<p>パラメータ M2E5-8-1 IAIGのコア資本は、除外項目控除後で、少なくとも資本ベンチマークの50%でなければならない。</p>	
<p><b>ComFrame スタンダード M2E5-9</b></p> <p>IAIG は、少なくとも以下の事項を含む主要なグループワイドの要因を取り上げることによって、適格資本リソースの利用可能性を判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- マルチプル・ギヤリング</li> <li>- グループ内における資本の創出</li> <li>- 代替性および移転可能性</li> </ul>	

<p>パラメータ M2E5-9-1 IAIG の本社は、適格資本リソースを算定するために、支配下にある保険金融機関およびその他の事業体に対する投資を連結 / 合算する。資本を創出するマルチプル・ギヤリングおよびグループ内取引は、すべて消去される。</p>	<p>パラメータ M2E5-9-1-1 連結後または合算後の IAIG の本社における資本リソースは、発行され第三者により保有されている金融商品で構成されるべきである。</p> <p>一部の金融商品はグループ内の 1 事業体の資本十分性目的のために適格である場合があるが、IAIG の本社における適格資本リソースの算定においては、すべてのダウンストリームおよびアップストリームの資本は消去されるべきである。</p>
	<p>ガイドライン M2E5-9-1-2 グループ内取引を通じて創出された資本の消去は、財務諸表の調整、資本からの除外もしくは控除、または資本ベンチマークに含まれる相当額のリスクに係る賦課を通じて達成され得る。</p>
<p>パラメータ M2E5-9-2 IAIG は、支配下の「リスクベースの所要資本の対象である非保険金融機関」を適格資本リソースから除外する。</p> <p>IAIG が支配する非保険金融機関の資本リソースへの投資は、当該投資が IAIG によって発行されていた場合には適格となるであろう、同等の対応する資本カテゴリー（コア資本または追加的資本）から除外される。</p>	<p>ガイドライン M2E5-9-2-1 IAIG の支配下にある非保険金融機関は、通常 IAIG の本社のグループワイド財務諸表の中で連結されている。このような事業体を除外するためには、当該事業体を連結除外し、所有者持分およびその他の個別の金融商品投資の金額を算定することが必要である。これらは、コアおよび追加的な資本リソースの判定基準に照らして評価され、各資本カテゴリーからの除外金額を算定する。</p>

<p>パラメータ M2E5-9-3 IAIG は、IAIG の資本の状態を人為的に膨張させることを目的とした、金融機関の間で直接的または間接的に手配された相互のコアおよび追加的資本の持ち合いを全額除外する。</p>	<p>ガイドライン M2E5-9-3-1 この除外は、当該金融商品を消去した財務諸表の調整、資本からの減額または資本ベンチマークに同等のリスクに係る賦課を含めることを通じて達成し得る。この除外またはリスクに係る賦課は、当該投資が IAIG によって発行された場合に適格となる資本と同一の資本カテゴリーに影響させるべきである。</p>
<p>パラメータ M2E5-9-4 IAIG は、適格資本リソースの金額を算定する際に、事業体間の資本の代替性および移転可能性に対する制約を考慮する。</p>	<p>ガイドライン M2E5-9-4-1 連結アプローチが使用された場合、このアプローチでは IAIG を単一の事業体として扱うため、適格資本リソースの算定の際には、代替可能性および移転可能性を注意深く検討するべきである。</p> <p>法人アプローチが使用される場合、代替性の問題はグループの子会社の分散利益を、法的に拘束力のあるグループ事業体間の契約に限定することにより対処され得る。</p>
<p><b>ComFrame スタンドアード M2E5-10</b></p> <p>IAIG は、IAIG がさらされている関連してかつ重大なリスクの総額を評価し測定することにより、グループワイドの資本ベンチマークを算定する。資本ベンチマークは、目標基準に基づく。</p>	
<p>パラメータ M2E5-10-1 目標基準は、IAIG が吸収可能と期待される予期せぬ損失の水準を決定する。</p> <p>目標基準は以下を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- リスク尺度</li> <li>- 測定基準</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E5-10-1-1 目標基準は、IAIG が受けるシナリオの強度を測定し比較する基準を提供すべきである。このようなシナリオは、低頻度かつ深刻として記述され、IAIG が保険契約者への債務を履行する能力を危険にさらすことなしに、十分な資本を保有するべき一連の状況を暗示することを目的としている。</p>

<p>および - タイムホライズン</p> <p>このアプローチでは、テクニカルプロビジョンを算定する方法およびその算定に使用された仮定も考慮に入れる。</p>	<p>リスク尺度の例として以下があげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- バリュアットリスク (VaR)</li> <li>- 条件付テイル期待値 (CTE)</li> </ul> <p>測定基準の例は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 発生確率 0.5%/1%</li> </ul> <p>例示目的で、目標基準の狭い範囲の下限は、事象または事象の組み合わせに基づいて、例えば 0.5% もしくは 1% の発生確率、または所与の年に 200 回の内約 1 回の確率があると見積もられる。上限は定義されないが、自然にシナリオの選択肢を深刻だが依然として説得力のあるシナリオに限定することになる。</p> <p>目標基準の適用には、統計的手法および/またはデータの限界により、リスク尺度を評価するための専門家の判断が必要となる。例えば、包括的な過去のデータが存在しないまたは適切ではない場合、将来の極端な結果を規定するために専門家の判断が適用される場合がある。</p> <p>タイムホライズンは、仮定された発生確率が有効である期間である。</p>
	<p>ガイドライン M2E5-10-1-2</p> <p>特定の個別ストレスまたは事象に基づいたシナリオのキャリブレーションに使用する情報基盤は、信頼性が高く、意図したキャリブレーションの目的に適切である必要がある。</p> <p>例えば、「1 年のタイムホライズンで 200 回のうち 1 回の確率」は、特定のストレスまたはシナリオのキャリブレーションを得るために 200 年分のデータを必要とすることを意味しているのではなく、例え 200 年分のデータが入手可能かつ信頼性が高いとしても、そのデータはこの目的に適切ではないこともある。</p>

### ComFrame スタンダード M2E5-11

グループの資本ベンチマークの算定の際に、IAIG はリスクの主要カテゴリー（リスクの集中を含む）を取り上げるが、その主要カテゴリーは、保険リスク、市場リスク、信用リスク、グループリスクおよびオペレーショナル・リスクである。

IAIG は、リスク間の依存性および相互関係も取り上げる。

#### パラメータ M2E5-11-1

IAIG のグループ資本ベンチマークは、グループが負っているすべての重要なリスクを取り上げる。グループ資本ベンチマークは、重要なリスクの予期せぬ変化から発生する資本リソースの不利な潜在的変動に基づく。

#### ガイドライン M2E5-11-1-1

この文脈において、予期せぬ変化は、不測で資産および負債の評価において考慮されていない変化を意味する。

このような変化は、目標基準の範囲内で考慮に入れられる。

#### パラメータ M2E5-11-2

資本ベンチマークの算出目的上、以下が主要な保険リスクとみなされる。

- 死亡率リスク：死亡率の水準、トレンドまたはボラティリティの予期せぬ変化による、資本リソースの金額の不利な変動のリスクで、死亡率の上昇は資本リソースの金額の減少をもたらす。
- 長寿リスク：死亡率の水準、トレンドまたはボラティリティの予期せぬ変化による、資本リソースの金額の不利な変動のリスクで、死亡率の下降が資本リソースの金額の減少をもたらす。
- 罹患率 / 就業不能率リスク：就業不能率、罹病率および罹患率の水準、トレンドまたはボラティリティの予期せぬ変化による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。

#### ガイドライン M2E5-11-2-1

罹患率 / 就業不能率リスクは、発生する医療費の予想水準に影響を及ぼす医療費のインフレーションからも発生する可能性がある。

失効リスクは、保険カバーの全部または一部を終了、解約、減額、制限もしくは停止する、または保険契約が失効することを認めるすべての法的または契約による保険契約者の権利を捕捉することを目的としている。

保険料リスクの例は、保険契約のグループに課される保険料が、これらの保険料から稼得される投資利益を考慮して、これらの保険契約によって提供される保険担保のコストをカバーして、かつ保険料率に組み込まれた水準の利益をもたらすために不十分となる場合である。

<ul style="list-style-type: none"> <li>- 失効リスク：保険契約の失効、満期、更新および解約の率の水準またはボラティリティの予期せぬ変化による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。</li> <li>- 保険料リスク：将来の保険事故の時期、頻度および損害の程度の変化に伴い、保険金請求金額または請求件数が予想よりも増加することによる、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。</li> <li>- 支払備金リスク / 修正リスク：すべての保険金請求に対する予想将来支払額の変化による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。</li> <li>- 巨大災害リスク：低頻度かつ損害の大きい事象の発生による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。</li> </ul>	<p>支払備金リスクの例は、未払の保険金請求および損害査定費用について計上された負債の見積りが不十分と判明する場合である。</p> <p>修正リスクの例は、支払年金が修正される場合である。</p>
	<p>ガイドライン M2E5-11-2-2</p> <p>巨大災害リスクは、多くの異なった保険リスクにおいて発生するおそれがあるため、巨大災害リスクは分離して対処されるべきであり、資本ベンチマークを算出する際に、他の保険リスクとともに含まれるべきではない。非生保商品については、巨大災害リスクには、自然災害、人的災害および大規模災害が含まれる。生保商品については、巨大災害リスクには、大量死亡巨大災害リスクおよび大量罹患巨大災害リスクがある。</p>



パラメータ M2E5-11-3

検討すべき市場リスクは以下のとおりである。

- 金利リスク：金利の水準またはボラティリティの変動による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク
- 株価リスク：株式の市場相場の水準またはボラティリティの変動による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク
- 不動産リスク：不動産の市場相場の水準もしくはボラティリティの変動、または不動産投資からのキャッシュ・フローの金額とタイミングの変動による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク
- スプレッド・リスク：無リスク金利の期間構造に対する信用スプレッドの水準またはボラティリティの変動による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク
- 外貨（FX）リスク：為替レート水準またはボラティリティの変動による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク
- 資産集中リスク：資産ポートフォリオにおける分散の欠如、または有価証券の単一の発行体もしくは関連した発行体グループのデフォルト・リスクに対する大規模なエクスポージャーによる、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。

ガイドライン M2E5-11-3-1

流動性リスクは、グループで対処されるべきリスクとしては規定されない。

というのは、資本としての資本ベンチマークは、必ずしもこのリスクに対処するための最善の方法ではない場合があるからである。グループワイド監督者は、このリスクを資本ベンチマークの計算に含める取り扱いが状況により正当化される場合は、そのように決定することがある。流動性リスクは、IAIGによる評価対象とすべきであり、そのような評価は適切に文書化されるべきである。このリスクは、ERMならびに自社リスクおよびソルベンシー評価によっても取り上げられる。

市場リスクのボラティリティは、それぞれの特定のリスク・カテゴリーにおいて考慮されるため、この概括的な定義には別個のリスク・カテゴリーとしては含まれていない。遷移リスクは、スプレッド・リスクに含まれる。

パラメータ M2E5-11-4

検討すべき主要な信用リスクは、取引相手が契約上の債務を期限通りに履行することが不可能なことまたはその気がないことを含む予期せぬデフォルトによる、資本リソースの金額の不利な変動のリスクである。



<p>パラメータ M2E5-11-5          検討すべきグループリスクは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループ内取引</li> <li>- 資本の代替性</li> <li>- 波及 / 風評</li> <li>- 非保険グループ事業体</li> <li>- 複数管轄区域に跨る事項</li> <li>- 部分所有および少数持分</li> <li>- 監督対象事業体以外の活動を含む非規制グループ事業体</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E5-11-5-1          IAIG は、グループワイドの分散効果の数量化と分析を十分に考慮すべきである。</p>
<p>パラメータ M2E5-11-6          検討すべき主要なオペレーショナル・リスクは、内部システム、人員、手続きまたは統制の不備または不具合などの業務上の事象ならびに外部事象による、資本リソースの金額の不利な変動のリスクである。</p>	<p>ガイドライン M2E5-11-6-1          IAIG は、グループの特定の事業体における業務上の失態、ならびに特定の管轄区域における政治的事象または大惨事から生じるかもしれない、IAIG 内の他の事業体に間接的な影響を及ぼすおそれのある風評リスクに対しても、十分に考慮すべきである。</p>
	<p>ガイドライン M2E5-11-6-2          IAIG は、個別の事業体によるモデルの使用およびこれらのモデルを確立するために行った仮定から発生するリスクに対し、十分に考慮すべきである。</p>
<p><b>ComFrame スタンドアード M2E5-12</b></p> <p><b>IAIG は、グループの資本ベンチマークの算出目的上、シナリオベースのアプローチを使用する。</b></p>	
<p>パラメータ M2E5-12-1          IAIG は、ストレスおよびシナリオの範囲で示されるリスク・ファクターの変化に対応するシナリオを貸借対照表に適用する。</p>	

<p>パラメータ M2E5-12-2 シナリオベースのアプローチの適用に際して、IAIG は目標基準に従って設計されたシナリオの財務的影響を考慮する。シナリオは、以下のように構築される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- いくつかのリスク・ファクターに対して同時にストレスをかけ、かつ事象が将来に起こる可能性が高い、事象ベースのアプローチ</li> <li>- リスク・ファクターに対して個別にストレスをかける個別ストレス</li> <li>- 事象ベースと個別ストレスの組合せであるハイブリッド・アプローチ</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E5-12-2-1 適当なシナリオを設計する方法は、以下に基づくであろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 関連性がありかつ信頼性の高いデータセットの分析およびキャリブレーション</li> <li>- 専門家の判断 および/または</li> <li>- IAIG の内部モデルのデータの分析</li> </ul> <p>リバース・シナリオおよび歴史的シナリオもまた、使用される。</p>
<p>パラメータ M2E5-12-3 事象ベースのアプローチが使用された場合、IAIG は、IAIG に影響を及ぼす以下からの主要なリスクを組み込んだシナリオの影響を計算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 金融危機</li> <li>- 巨大災害</li> <li>- 流行病</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E5-12-3-1 シナリオの影響を計算する際に、IAIG は危機またはストレスの潜在的な二次的効果を考慮に入れる必要がある。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 金融危機は、高失業率をもたらす、衛生および社会秩序を悪化させ、国家の社会的負担を増加させるおそれがある。</li> <li>- 巨大災害は、住宅などの資源の不足および、それに伴う熟練労働力の大量移動をもたらすおそれがある。</li> </ul> <p>二次的効果は、目標基準のタイムホライズンと整合性を持つべきである。</p>

パラメータ M2E5-12-4

事象ベースの金融危機シナリオを適用する際に、IAIG は世界の経済環境の変動による自社の貸借対照表への影響を決定する。

ガイドライン M2E5-12-4-1

金融危機シナリオは、歴史的であることも合成的であることもできる。

歴史的シナリオは、過去に発生した事象を再現する。例えば、「2008年金融危機」という事象は以下のリスク・ファクターの変動として明記される。

- 金利の低下
- 信用スプレッドの拡大
- スワップ/政府債スプレッドの拡大
- 株価指数の下落
- 株価インプライド・ボラティリティの上昇
- 不動産価格指数の下落

合成的シナリオは、仮定上の事象に基づく。例えば、仮定上の事象である「スプレッドの拡大を伴ったデフレ」は、以下のリスク・ファクターの変動で明記することができる。

- 金利の低下
- 信用スプレッドの拡大

パラメータ M2E5-12-5

事象ベースの巨大災害シナリオを適用する際に、IAIG は特定の巨大災害シナリオの自社の貸借対照表への影響を、目標基準と整合性をもって決定する。

IAIG は、事故、産業事故およびテロリストの襲撃に加え長期間にわたって徐々に現れる場合がある「大規模不法行為」を含む自然および人的な巨大災害を考慮する。IAIG は、IAIG のエクスポージャが重大なあらゆる種類の巨大災害を考慮し、それぞれの該当地域におけるこのような危険のそれぞれを評価するためにあつらえた巨大災害モデルを採用する。

ガイドライン M2E5-12-5-1

IAIG は、自社が重大なエクスポージャを持つそれぞれの危険の、最先端の巨大災害モデル化についての深い理解を持つべきである。IAIG は、重大なエクスポージャを持つ場合に、危険別に地域ごとの巨大災害リスクモデルおよびシナリオを策定するべきである。

IAIG は、自然巨大災害からの保険対象の損害は、その災害事象の所在地に関連した保険対象リスクの具体的な所在地に依存することを認識すべきであり、自然巨大災害リスクは、少数の一連のシナリオでは十分に評価できない場合があることを認識すべきである。IAIG は、巨大災害のモデル化に使用されたエクスポージャ・データの正確性および網羅性を確実にすべきである。

IAIG は、多くの「大規模不法行為」が保険契約の対象から除外されている一方で、その他の大規模不法行為が将来に発生することを認識すべきであり、そのため巨大災害シナリオの構築は、専門家の判断に基づくべきである。

	<p>ガイドライン M2E5-12-5-2 IAIG は、包括的な方法でモデル化を適用すること、および各地域におけるそれぞれの危険について、条件をさらに悪化させてモデル化されたシナリオを注意深くレビューすることによって、抱えているあらゆるエクスポージャ集中の問題を特定すべきである。</p> <p>例えば、十分に深刻な特徴的事象を特定する具体的なシナリオのアプローチは、エクスポージャを抱える所在地のすべての地域にわたって IAIG によってテストされる可能性がある。結果としての一連のモデル化された損害金額は、最大の損害を生み出す事象の所在地を特定するために観察することができる。こうしたシナリオは、標準的なモデルでは特定する可能性が低いエクスポージャの集中を特定する。</p>
	<p>ガイドライン M2E5-12-5-3 IAIG は、巨大災害事象が生み出す、直接のおよび間接的な財産の損害、傷害および死亡を含む保険リスク全体を評価する。</p> <p>IAIG は、多額の再保険金未収金に伴う信用リスク、施設および従業員の混乱に伴うオペレーショナル・リスクおよび地域経済の低迷に伴う市場リスクなどの、影響を受ける可能性があるその他のリスクも考慮すべきである。</p>
	<p>ガイドライン M2E5-12-5-4 IAIG は、使用する複数の巨大災害モデルおよびシナリオの結果を組み合わせ、重大な巨大災害リスクの全体評価を策定する。IAIG は、全体評価を策定する際に、個別の危険の間の相関を可能な限り考慮すべきである。</p>

パラメータ M2E5-12-6

事象ベースの流行病シナリオを適用する際に、IAIG は、深刻な感染およびその他の疾病関連シナリオによって引き起こされる、潜在的な死亡率および罹患率への深刻な影響（およびその後の影響）による、自社の貸借対照表への影響を決定する。

ガイドライン M2E5-12-6-1

流行病シナリオでは、以下の分野に関して IAIG への影響が評価されるべきである。

- 保険リスク：
  - 罹患率の上昇
  - 医学的介入の増加、死亡率の上昇
  - 長寿率の低下
  - （主に）貯蓄または投資性契約の解約率の上昇
  - 新規契約保険料の減少
- および
- 主に内部システムの不具合に関連したオペレーショナル・リスクおよびビジネスモデルへのその影響

金融市場のリスク・ファクターに、ドミノ効果がある場合もある。

- 株式の価値の下落
- 不動産価値の下落
- ソブリン債利回り曲線の上昇および/または下降
- 信用スプレッドの拡大
- 現地通貨の主要通貨に対しての下落

ならびに、新規保険契約の減少、再保険者自身が経営難に直面することによる再保険金回収可能額の減少およびグループリスクなどのその他のリスク・ファクター

パラメータ M2E5-12-7

個別ストレス・アプローチを適用する際には、IAIG は、以下についてストレスをかけることによって、自社の貸借対照表への個別のストレスの財務的影響を決定する。

- 保険リスク
- 市場リスク
- 信用リスク
- グループリスク
- オペレーショナル・リスク

ならびに IAIG がさらされているその他の主要なリスク

ガイドライン M2E5-12-7-1

適用されるストレスは瞬間的なショックであり、貸借対照表に対してかけられるべきである。しかし、このことは現在整備されているリスク軽減策が、現在利用可能な資源に基づいた将来の経営上の意思決定（例えば、修正可能またはリスク参加型商品に関する意思決定）に影響を及ぼすことは妨げない。ストレスは、目標基準に従って較正されるべきであり、以下のような分野に関する影響が評価されるべきである。

- 保険リスク・ファクター
  - 死亡率
  - 長寿率
  - 罹患率/就業不能率
  - 失効率
  - 保険料および準備金と関係での保険金請求のボラティリティ
  - 巨大災害の頻度と重大性
- 市場リスク・ファクター：
  - 金利のボラティリティおよびインプライド・ボラティリティ
  - 株価のボラティリティおよびインプライド・ボラティリティ
  - 不動産/動産
  - スプレッド
  - 通貨/外国為替
  - 集中
- 信用リスク：
  - デフォルト率および所与のデフォルトにおける損失

および



	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 内部システム、人員、手続きおよび統制の不備または不具合により影響を受けるオペレーショナル・リスク</li> </ul> <p>ストレスによって、以下のようなグループリスクの観点からのリスク・ファクターの影響も評価される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループ内取引</li> <li>- 資本の代替性</li> <li>- 波及/風評</li> <li>- 非保険グループ事業体</li> <li>- 複数管轄区域に跨る事項</li> <li>- 部分所有および少数持分</li> <li>- 監督対象事業体以外の活動を含む非規制グループ事業体</li> </ul>
<p><b>ComFrame スタンダード M2E5-13</b></p> <p>IAIG は、グループワイドの資本ベンチマークを算出するために、シナリオベースのアプローチの別々の構成要素の結果を、目標基準に沿って組み合わせる。</p>	
<p>パラメータ M2E5-13-1</p> <p>全体としての資本ベンチマークを算出するために各種の構成要素の結果を組み合わせる際に、IAIG は、各種のシナリオが示したことの基礎にあるリスクの従属度を考慮する。</p>	<p>ガイドライン M2E5-13-1-1</p> <p>シナリオは、割り当てられた個別の発生確率（またはウエイト）および同時確率、ならびに適宜相関を持つべきである。これらは、データ、モデルの使用および専門家の判断に基づく。</p>

<p>パラメータ M2E5-13-2          事象ベースのシナリオ・アプローチを適用する際に、IAIG は複数のリスク・ファクターに対して同時にストレスをかけるシナリオを使用して、資本ベンチマークを算出する。</p>	<p>ガイドライン M2E5-13-2-1          事象ベースのアプローチは、各種シナリオの間で多様性は仮定されないため、単一の負担評価に至る場合がある。しかし、すべてのリスクが評価に影響を及ぼすわけではなく、したがって評価における全体としてのリスクの過小見積りに至る場合がある。このバランスは、合算されるシナリオの数に依存し、合算されるシナリオが多いほど、資本十分性評価に負担がかかる。</p>
<p>パラメータ M2E5-13-3          個別ストレス・アプローチを適用する際には、IAIG は、すべてのリスク・ファクターに対して個別にストレスをかけて、その結果を合算することによって資本ベンチマークを算出する。IAIG は、ストレスを目標基準と整合性をとって組み合わせる。</p>	<p>ガイドライン M2E5-13-3-1          例えば、以下を使用することによって組み合わせられた結果が得られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 線形相関マトリックス および/または</li> <li>- コピュラ関数 および/または</li> <li>- 他の適切な依存構造</li> </ul> <p>マトリックスに示された相関は、各種のリスクが同時に発生する確率の範囲を記述すべきである。</p> <p>それぞれのストレスは目標基準に較正され、適切な相関が使用される限り、結果としての資本ベンチマークは目標基準での資本ベンチマークとなる。</p>
<p>パラメータ M2E5-13-4          ハイブリッド・アプローチを適用する際に、IAIG は事象ベースのシナリオと個別のストレスを様々な方法で組み合わせて資本ベンチマークを算出する。</p>	

<p>このアプローチを適用する際には、目標基準との整合性を確保するために、シナリオおよび個別のリスクに同一の発生確率を持たせること、およびシナリオおよび個別のリスクから発生した結果においてのカウント不足/ダブルカウントを考慮に入れることが必須である。</p>	
<p>パラメータ M2E5-13-5 IAIG は、シナリオとストレス・テストを、以下の詳細な記述を含めて文書化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- シナリオ/ストレス</li> <li>- シナリオ/ストレスの発生確率で、確率においてファット・テイルがどのように定義されているかを重点的に</li> <li>- 異なったシナリオ/ストレスがどのように組み合わせられてリスクを包括的にカバーしているか および</li> <li>- IAIG の資本ベンチマークを評価するために、シナリオ/ストレスに使用されたアルゴリズム</li> </ul>	<p>ガイドライン M2E5-13-5-1 特に注意を払って、適切なシナリオ、すなわち保険業界に重要な影響を及ぼすシナリオを決定すべきである。歴史的シナリオが今日の経済環境下で依然として適切か否かについて、慎重に検討すべきである。</p> <p>IAIG はまた、グループワイド監督者によって規定された追加的なシナリオ・テストの実施を要求される場合がある。これらのシナリオは、本スタンダードの他の部分で記述されたシナリオでは捕捉していないかもしれない、特に IAIG に対するリスクを対象とすることを目的としている。</p>

## モジュール 3

監督者

### モジュール 3 目次

- エレメント 1    グループワイド監督プロセス
- エレメント 2    監督カレッジ、協力および協調
- エレメント 3    監督者間での危機管理および破綻処理手段

## モジュール3 エlement 1

### グループワイド監督プロセス

#### ComFrame スタンドアード M3E1-1

##### スタンダード 9.2

「監督者は、保険者の性質、規模および複雑性を考慮に入れた文書化された監督レビューおよび報告の枠組みを持つ。このフレームワークは、優先順位を設定し、オフサイト・モニタリングおよび立入検査活動の適切な程度およびレベルを決定する監督計画を含む。」

グループワイド監督者は、IAIG のグループワイド・ベースでの継続監督プロセスに責任を負う。

<p>パラメータ M3E1-1-1 グループワイド監督者は、他の関与する監督者との協力のもと、IAIG を評価するために、モジュール2で記述された事項への取組みを含む監督レビューおよび報告のプロセスを遂行する。</p>	<p>ガイドライン M3E1-1-1-1 グループワイド監督プロセスは、IAIG の構造およびIAIG 内の事業体の自立の程度によって形作られる。</p>
<p>パラメータ M3E1-1-2 グループワイド監督者は、IAIG 全体に対する監督の程度の適切な水準を決定し、監督上の焦点の強化を必要としそうな具体的なリスクまたは活動を特定する。</p>	<p>ガイドライン M3E1-1-2-1 監督上の程度の決定は、グループワイド監督者およびその他の関与する監督者による資源の効果的かつ効率的な配分に役立つ。</p>
<p>パラメータ M3E1-1-3 グループワイド監督者は、他の関与する監督者との協力のもとに、入手可能かつ変化する環境に従って適応したすべての情報を考慮に入れて、IAIG の監督計画を定める。</p>	<p>ガイドライン M3E1-1-3-1 監督計画は、長期的視点に加えて短期的視点を考慮に入れるべきである。このことは、一定期間にわたるリスクおよび業務の包括的な分析をもたらすことに加え、現在の重要なリスクに対する焦点を可能にするはずである。</p>

<p>パラメータ M3E1-1-4 グループワイド監督者は、IAIG によって提出された情報を分析する。追加的情報の必要性が特定された場合、グループワイド監督者は、他の関与する監督者との協力のもとに、IAIG に対して必要な情報をグループワイド・ベースおよび/または事業体ベースで提供することを要求する。</p>	<p>ガイドライン M3E1-1-4-1 グループワイド監督者は、グループおよび事業体の両方のレベルで、市場データ、報道資料、調査資料およびその他の出版物などの公知の情報を考慮に入れるべきである。</p>
<p>パラメータ M3E1-1-5 グループワイド監督者は、定期的に IAIG の本社とコミュニケーションをとる。</p>	<p>ガイドライン M3E1-1-5-1 コミュニケーションをとる相手が統治機関、上級管理職または統制機能に携わる重要人物のいずれであるかは、事項の重要性によって決定されるべきである。</p>
<p>パラメータ M3E1-1-6 グループワイド監督者は、グループワイド・レベルでオフサイト・モニタリングを実施する。</p>	<p>ガイドライン M3E1-1-6-1 オフサイト・モニタリングは、グループの範囲全体を対象とすべきである。他の関与する監督者は、個別事業体からの視点を提供し、その分析がグループワイド・レベルで重大な事項を含む範囲において、その分析がグループワイド監督者に利用可能となることができなければならない。</p>
<p>パラメータ M3E1-1-7 グループワイド監督者は、IAIG の本社レベルで立入検査を実施する。グループワイド監督者または他の関与する監督者は、ある事業体の他の管轄区域における立入検査に、該当する関与監督者の事前承認を受けて立ち会うことができる。関与する監督者は、適切な場合にはオンサイトの活動の調整を行う。</p>	<p>ガイドライン M3E1-1-7-1 グループワイド監督者の立入検査は、グループの範囲内の事業体に影響を及ぼすグループワイドの活動を考慮すべきである。</p>

	<p>ガイドライン M3E1-1-7-2 立入検査では、グループワイドでの機能がどの事業体で実行されているかとは無関係に、このようなグループワイドでの機能に責任を負う統制機能に携わる重要人物および上級管理職との接触が必要とされる。</p>
	<p>ガイドライン M3E1-1-7-3 他の関与する監督者は、グループワイド監督者に計画されている立入検査について連絡し、主要な指摘事項を、グループワイド・レベルで重要な事項を含む範囲において伝達するべきである。</p> <p>複数の関与する監督者が合理的な監督上の利害を持つ場合、および共同立入検査によって作業の重複を回避できる場合は、共同立入検査が手配されるべきである。</p>
<p>パラメータ M3E1-1-8 グループワイド監督者は、他の関与する監督者と協力して、IAIG に対するグループワイド監督プロセスの十分性を定期的にレビューする。</p>	<p>ガイドライン M3E1-1-8-1 グループワイド監督者は、他の関与する監督者と協力して、監督上のプロセスをレビューする際または最新にする際に、市場の動向および IAIG が負っているリスクの保険契約者に対する潜在的な影響を考慮すべきである。</p>
<p><b>ComFrame スタンドアード M3E1-2</b></p> <p>グループワイド監督者は、他の関与する監督者の協力のもと、IAIG のグループワイドのリスク評価に取り組む。</p>	
<p>パラメータ M3E1-2-1 IAIG における発見事項が及ぼす可能性がある影響を評価する際に、グループワイド監督者は保険契約者およびその他の関連するステークホルダー、ならびに IAIG が活動する市場の全体的な安定にとっての潜在的な結果を検討する。</p>	<p>ガイドライン M3E1-2-1-1 評価においては、以下が考慮されるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG の規模</li> <li>- 事業体およびグループレベルでの市場占有率</li> <li>- 異なった管轄区域の保険契約者に与える影響</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 全体的な市場キャパシティ</li> <li>- 取組みが行われた活動</li> <li>- IAIG の破綻処理可能性</li> </ul>
	<p>ガイドライン M3E1-2-1-2  他の関与する監督者がIAIGのグループレベルでの監督に関連するかもしれないリスクを特定した場合、この情報はグループワイド監督者と共有されるべきである。グループワイド監督者は、監督カレッジと情報を共有・討議して、講じるべき監督上の措置を決定し調整すべきである。</p>
	<p>ガイドライン M3E1-2-1-3  市場の動向を特定する際には、横断的レビューが有用な場合がある。横断的レビューは、グループワイド監督者が他の IAIG のグループワイド監督者との協力のもと、実施する場合がある。横断的レビューは機密保持契約の締結を条件とし、以下の方法で実施されるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 各 IAIG のリスク評価が別々に行われないように、比較のポイントを提供する。</li> <li>- 市場全体にわたるリスクの影響を評価、または市場全体にわたるリスクを特定する。</li> <li>- マクロプルデンシャル・サーベイランスへのインプットを提供し、また、他のマクロプルデンシャル・サーベイランス活動から得られた情報も利用する。</li> </ul> <p>横断的レビューは、IAIG 間およびその監督者間での良き慣行を比較し、明らかにする。</p> <p>横断的レビューについてのピア・グループは、以下を含む要因を使用して決定し得る。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- ビジネスモデルの類似性</li> <li>- IAIG の規模、種類、および構造</li> <li>- 地理的範囲</li> </ul>
<p>パラメータ M3E1-2-2 グループワイド監督者は、IAIG のグループ構造、戦略および重大なグループ内取引から発生するリスクを評価する。 他の関与する監督者は、IAIG 内の事業体から発生リスクが、事業体の視点からグループの構造、戦略および重要なグループ内取引にどのように当てはまるかをグループワイド監督者が評価することを支援する。</p>	<p>ガイドライン M3E1-2-2-1 監督者が IAIG の構造、戦略およびグループ内取引を評価する際の検討事項の一部には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG 内での成長はどこで発生しているか。</li> <li>- 非規制事業体を經由して行われる事業は何か。</li> <li>- グループ内での資本の代替可能性の限度は何か。</li> <li>- 資本の代替可能性についてのグループの仮定は何か、そしてその仮定は現実的か。</li> <li>- グループに余剰資本がある場合、グループは複数の保険種目についてこの余剰資本に依存したか。</li> </ul>
<p>パラメータ M3E1-2-3 グループワイド監督者は、IAIG のガバナンスおよび内部統制の充分性と有効性を評価する。</p>	
<p>パラメータ M3E1-2-4 グループワイド監督者は、以下の目的のために IAIG の ERM フレームワークをグループレベルで評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 頑健性をテストする。</li> <li>- 結果および方法を、監督下の他の IAIG と比較する。</li> <li>- IAIG のビジネスモデルにとっての適切性を判断する。</li> </ul>	<p>ガイドライン M3E1-2-4-1 IAIG の ERM フレームワークの評価の際の監督者の検討事項の一部には、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG がさらされている主要なリスクは何か。</li> <li>- これらの主要なリスクに伴うタイムホライズンは何か、そして、これらのリスクで著しい悪化があった場合の規制上の措置は何か。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- IAIG の主要なリスクについて、テイル・リスクはどのように数 量化されているか、無視されているか、あるいは評価されてい るか。</li> <li>- IAIG は、これらのリスクそれぞれについて、ファット・テイル をどのように定義しているか。</li> <li>- 自社リスクおよびソルベンシー評価に使用されている主要な仮 定の感応度は何か。</li> <li>- 事業体または事業部門のリスク限度額 / 資本配分は何か。</li> <li>- 事業体または事業部門のリスク限度額 / 資本配分はどのよう に設定されたか。</li> <li>- リスク限度額 / 資本配分は事業体または事業部門によって遵守 されているか。</li> <li>- 前期に、変化する市場の状況に応じて、IAIG は何の措置を講じ たか。</li> </ul>
<p>パラメータ M3E1-2-5 グループワイド監督者は、IAIG の以下の ERM 方針を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 投資方針</li> <li>- 保険引受方針</li> <li>- 保険金請求管理方針</li> <li>- 保険負債評価方針</li> <li>- 再保険およびリスク移転戦略</li> <li>- 保険数理方針</li> </ul> <p>他の関与する監督者は、グループワイド監督者による監督下の事業 体の負債 / テクニカルプロビジョンおよび資産 / 投資の評価を支援 する。</p>	

パラメータ M3E1-2-6

グループワイド監督者は、IAIG の評価額および資本十分性ならびにレバレッジおよび流動性を評価する。

ガイドライン M3E1-2-6-1

グループワイド監督者は、IAIG の財務状況の評価を、そのような評価を行うために役立つ情報であれば何でも利用して実施すべきである。これには、以下の評価が含まれる。

- グループ全体の連結財務諸表
- 前年度の事業計画と実績の比較
- 計画されている主要な取引
- 自社リスクおよびソルベンシー評価を得るための方法
- グループワイドの規制上の資本の計算
- マルチプル・ギヤリングおよび代替性考慮後の資本リソースの質

**ComFrame スタンドアード M3E1-3**

**グループワイド監督者は、グループレベルで講じる必要のあるあらゆる予防措置または是正措置を決定する責任を負う。**

<p>パラメータ M3E1-3-1 グループワイド監督者および他の関与する監督者は、グループおよび / 事業体レベルで効果を持つことになる予防措置および是正措置をまとめ上げる。</p>	
<p>パラメータ M3E1-3-2 グループワイド監督者は、グループワイド評価の結果講じる必要があるあらゆる予防措置および是正措置について、IAIG の本社に伝達する。  他の関与する監督者は、監督下の事業体に関して、グループワイド評価の結果としての予防措置および是正措置について責任を負う。</p>	<p>ガイドライン M3E1-3-2-1 グループワイド監督者は、他の関与する監督者との協力のもと、予防措置および是正措置について、共有されるべき情報の種類、期限および担当者を明示して、適切なコミュニケーション戦略を策定すべきである。</p>
	<p>ガイドライン M3E1-3-2-2 グループワイド監督者は、何らかの措置を講じる前に、指摘事項を IAIG に伝達すべきである。このことは、グループワイド監督者が必要に応じて緊急措置を講じることを妨げない。</p>

## モジュール3 エLEMENT 2

監督カレッジ、協力および協調

ComFrame スタンダード M3E2-1	
監督カレッジは IAIG の継続監督のためのフォーラムとして設置される。	
<p>パラメータ M3E2-1-1 グループワイド監督者は、IAIG の構造およびビジネスモデルを反映する形態で監督カレッジを設置する。</p>	<p>ガイドライン M3E2-1-1-1 監督カレッジは、IAIG の監督に関連して、グループワイドのリスク評価およびグループワイド監督活動についての共通の合意に達することおよび共通理解を促進することを目標とすべきである。</p> <p>監督カレッジの決定に法的拘束力はない。</p> <p>監督カレッジは、主に IAIG 全体の監督を促進するが、IAIG 内の事業体の監督も改善する。</p>
	<p>ガイドライン M3E2-1-1-2 IAIG の構造およびビジネスモデルにより、監督カレッジの設置において、関与する監督者のサブグループの設置などの、柔軟性が必要とされる場合がある。</p>
<p>パラメータ M3E2-1-2 グループワイド監督者は、監督カレッジを運営する責任を負う。</p>	<p>ガイドライン M3E2-1-2-1 監督カレッジがまだ存在していない場合、監督カレッジが組織され、IAIG の特定後適時に第 1 回目の会議が開催されるべきである。</p> <p>第 1 回目の会議のための必須の前提条件は、秘密保持契約を取り交わすことである。</p>

	<p>ガイドライン M3E2-1-2-2 最初の監督カレッジの会議では以下が行われるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループワイド監督者の指名の確認</li> <li>- グループワイド監督の範囲の記述で、適宜グループワイド監督者からの、グループワイド監督の範囲からの事業体の除外の決定についての説明を含む</li> <li>- 監督カレッジの組織構造および関与する監督者間の情報交換の手段を決定するための協調協定に関する提案についての協議</li> </ul>
<p>パラメータ M3E2-1-3 グループワイド監督者は、他の関与する監督者との協力のもと、監督カレッジの参加者を決定する。</p>	<p>ガイドライン M3E2-1-3-1 参加者を決定する際に考慮されるべき事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループ全体との相対における事業体の規模および/または重要性</li> <li>- 現地市場との相対における規模または重要性</li> <li>- 特定の事業体の管轄区域およびリスクプロファイル</li> </ul>
	<p>ガイドライン M3E2-1-3-2 関与する監督者の数により、監督カレッジ会議に全員を参加させることが実務的に不可能となる場合がある。</p>
	<p>ガイドライン M3E2-1-3-3 IAIGの非保険規制対象事業体の監督者が監督カレッジへの参加を要請される場合がある。</p>



<p>パラメータ M3E2-1-4</p> <p>グループワイド監督者は、監督カレッジ会議を少なくとも1年に1度は招集する。</p>	<p>ガイドライン M3E2-1-4-1</p> <p>グループワイド監督者は、最も関連性のあるグループワイド監督プロセスおよび監督計画の要素を取り上げた、監督カレッジのアジェンダを設定すべきである。特に、アジェンダはグループワイドのガバナンス、ERM および IAIG の財務状況についての協議を提供する。</p> <p>アジェンダの設定に際して、グループワイド監督者は関与する監督者と調整し、事業体レベルで適当な事項が適切に取り上げられることを確実にするべきである。</p>
<p>パラメータ M3E2-1-5</p> <p>グループワイド監督者および他の関与する監督者の役割は、監督カレッジ内で合意される。</p>	<p>ガイドライン M3E2-1-5-1</p> <p>グループワイド監督者の責任には以下が含まれ得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 監督カレッジの開催および議長就任</li> <li>- グループワイド情報のとりまとめ</li> <li>- 監督計画の作成</li> <li>- グループワイド監督上の評価</li> <li>- グループワイド監督活動におけるリーダーシップ、ならびにグループワイド監督活動の計画策定および調整</li> <li>- IAIG の監督の範囲の決定</li> <li>- グループワイド監督上の分析の作成および検討</li> <li>- 他の関与する監督者間での情報共有手続きの調整</li> <li>- 他の関与する監督者と協議の上での、グループワイドの問題点に関する意思決定</li> <li>- 予防措置および是正措置を含む、グループワイド監督上の決定の実施</li> <li>- グループワイド執行活動の実施および調整</li> <li>- 監督上のギャップの特定</li> <li>- グループ資本管理の監視</li> </ul>

	<p>ガイドライン M3E2-1-5-2 他の関与する監督者の責任には、以下が含まれ得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- グループの他の部分との関係を考慮に入れての担当事業体の監督</li> <li>- 担当事業体に影響を及ぼし、他の管轄区域の事業体に影響を及ぼすおそれのある重大な指摘事項の、グループワイド監督者および、必要な場合には、他の関与する監督者への連絡</li> <li>- グループワイド・レベルでの監督を支援するための、すべての関連する情報をグループワイド監督者と共有し、グループワイド監督者とグループワイド・レベルでの指摘事項および懸念事項の協議</li> <li>- 分析および意思決定、ならびに実施および執行への協力</li> <li>- 監督上のギャップの特定</li> <li>- 監督カレッジによって決定された監督プロセスへの積極的な参加</li> <li>- グループワイド監督者から受けた情報の分析</li> <li>- グループレベルでの監督プロセスについて合意に達するようグループワイド監督者の支援</li> </ul>
<p>パラメータ M3E2-1-6 関与する監督者は、適切かつ必要な場合に、グループワイド監督者を含む他の関与する監督者の意見および分析に異議を唱える。</p>	

**ComFrame スタンダード M3E2-2**

**監督カレッジは、秘密保持要件を条件に、運営され、コミュニケーションが行われ、情報交換が行われる。**

<p>パラメータ M3E2-2-1          関与する監督者は、グループワイド監督プロセスを通じて協力し、伝達し、秘密保持要件に対処した情報交換および監督協力に関する契約を締結する。</p>	<p>ガイドライン M3E2-2-1-1          情報は、カレッジの秘密保持要件に従って交換されるべきであり、この秘密保持要件によって、関与する監督者はIAISの多国間覚書に署名しているか、その秘密保持制度がIAISの多国間覚書と同等に強固かつ信頼性が高いことを実証している。</p>
<p>パラメータ M3E2-2-2          関与する監督者は、IAIGの安定性を損なう、IAIG内の他の事業体に悪影響を及ぼす、あるいはIAIGの保険契約者のポジションを弱めるような決定を単独では行わない。</p>	<p>ガイドライン M3E2-2-2-1          そのような決定の必要性は、可能な限り早い機会に協議されるべきである。</p>

---

### モジュール3 エlement 3

#### 監督者間での危機管理および破綻処理手段

モジュール3 エlement 3 について現在まで完了している作業は、IAIS がFSBの主要な特性、および特に主要な特性の保険付属書の最終版を検討中であるため、当コンサルテーションには含まれていない。全般的なアプローチは、FSBの主要な特性がIAIGに相当であるか、およびどの程度まで相当であるかを注意深く検討し、用語を揃えることである。IAISは、このElementについて2014年にコンサルテーションを行う計画である。

## ComFrame 用語集

これは、コンサルテーションおよびフィールドテストの目的のための暫定的な ComFrame 用語集である。この用語集は、ComFrame で使用される用語の定義を規定する。ComFrame が採択された際に、この用語集は IAIS 用語集に統合され、用語におけるあらゆる差異はその結果修正される。

ComFrame を理解する際に、読者は一部の用語が本用語集または IAIS 用語集で定義されている場合があることを承知しておくべきである。ComFrame 用語集の中で代替的な定義が提供されていない場合は、IAIS 用語集における用語の定義が適用される。

用語	ComFrame 定義
資産集中リスク	資産ポートフォリオにおける分散の欠如、または有価証券の単一の発行体もしくは関連した発行体グループのデフォルト・リスクに対する大規模なエクスポージャーによる、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。
巨大災害リスク	低頻度かつ損害の大きい事象の発生による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。
支払備金リスク / 修正リスク	すべての保険金請求に対する予想将来支払額の変化による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。
通貨(FX)リスク	為替レートの水準またはボラティリティの変動による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。  (これは現行の IAIS 用語集の定義とは異なる)
事業体	保険および非保険両方の法人、子会社または支店。
株価リスク	株式の市場相場の水準またはボラティリティの変動による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。
IAIG の統治機関	IAIG の統治機関とは、通常、IAIG の本社である事業体の取締役会である。
IAIG の本社	保険グループを支配する、または保険グループに支配的な影響力を行使する法人。IAIG の本社は、通常最終的な親会社であり、保険グループがコングロマリットの一部である場合には、コングロマリット内の保険グループの本社である。
IAIG の上級管理職	IAIG の本社である事業体の上級管理職。
金利リスク	金利の水準またはボラティリティの変動による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。  (これは現行の IAIS 用語集の定義とは異なる)

用語	ComFrame 定義
失効リスク	保険契約の失効、満期、更新および解約の率の水準またはボラティリティの予期せぬ変化による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。
長寿リスク	死亡率の水準、トレンドまたはボラティリティの予期せぬ変化による、資本リソースの金額の不利な変動のリスクで、死亡率の下降が資本リソースの金額の減少をもたらす。
罹患率 / 就業不能率リスク	就業不能率、罹病率および罹患率の水準、トレンドまたはボラティリティの予期せぬ変化による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。
死亡率リスク	死亡率の水準、トレンドまたはボラティリティの予期せぬ変化による、資本リソースの金額の不利な変動のリスクで、死亡率の上昇は資本リソースの金額の減少をもたらす。
保険料リスク	将来の保険事故の時期、頻度および損害の程度の変化に伴い、保険金請求金額または請求件数が予想よりも増加することによる、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。
不動産リスク	不動産の市場相場の水準もしくはボラティリティの変動、または不動産投資からのキャッシュ・フローの金額とタイミングの変動による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。
スプレッド・リスク	無リスク金利の期間構造に対する信用スプレッドの水準またはボラティリティの変動による、資本リソースの金額の不利な変動のリスク。